

名古屋市国民保護計画

平成 19 年 2 月

（令和 7 年 4 月一部改訂）

名 古 屋 市

… は じ め に …

平成16年6月、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）が成立しました。この法律は、万が一、武力攻撃事態（武力攻撃）や緊急対処事態（大規模テロ）といった不測の事態に至ってしまった場合において、国民の生命、身体、財産を守るため、国を始め、地方公共団体や指定公共機関等の関係機関が、責務として取り組むべき事項を定めたものとなっています。

地震等の自然災害と同じく、武力攻撃事態や緊急対処事態において発生した災害から、住民の生命、身体、財産を守ることが名古屋市の責務であるとされ、その考えに基づき、名古屋市は、国民保護法やジュネーブ条約などの国際人道法の規定を踏まえ、平成19年2月、国民保護計画を作成しました。

名古屋市は、万が一、武力攻撃事態や緊急対処事態に至ってしまった場合、国民保護計画などに基づき、基本的人権を十分に尊重しながら、住民の皆様の安全確保を目的として、避難誘導や救援、発生した災害への対処といった国民保護に取り組むこととしています。これを、的確かつ迅速に実施するためには、住民の皆様のご協力が不可欠であると考えています。

名古屋市は、昭和38年に市議会で議決された平和都市宣言の理念に基づき行政運営に取り組んでいます。平和な社会の実現は人類に共通の願いです。しかし、紛争やテロといった惨事は国際社会の中で後を絶ちません。国民保護計画は、不測の事態に備えるという意味において必要なものであると考えています。その趣旨をご理解いただき、住民の皆様のご協力をお願いいたします。

名古屋市国民保護計画

平成 19 年 2 月(令和 7 年 4 月一部改訂)

【編集発行】名古屋市

【事務局】名古屋市防災危機管理局危機対策課

〒460－8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

〈T E L〉 052－972－3522

〈F A X〉 052－962－4030

〈E-mail〉 a3522@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

～ 名古屋市国民保護計画作成の経緯 ～

《平成14年》

4月	武力攻撃事態対処法案が第154回通常国会へ提出される。(16日)
----	----------------------------------

《平成15年》

5月	武力攻撃事態対処法案が衆議院で可決される。(第156回通常国会)(15日)
6月	武力攻撃事態対処法案が参議院で可決される。(6日)
	武力攻撃事態対処法が公布・施行される。(13日)

《平成16年》

3月	国民保護法案が第159回国会に提出される。(9日)
5月	国民保護法案が衆議院で可決される。(20日)
6月	国民保護法案が参議院で可決される。(14日)
	国民保護法が公布される。(18日)
9月	国民保護法が施行される。(17日)

《平成17年》

3月	愛知県国民保護協議会条例等が公布・施行される。(22日)
	国民保護に関する基本指針が閣議決定される。(25日)
	都道府県国民保護モデル計画が公表される。(31日)
8月	第1回愛知県国民保護協議会が開催される。(23日)
10月	第2回愛知県国民保護協議会が開催される。(19日)
12月	第3回愛知県国民保護協議会が開催される。(22日)

《平成18年》

1月	市町村国民保護モデル計画が公表される。(31日)
	避難実施要領のパターン作成に当たって(避難マニュアル)が公表される。 (31日)
2月	愛知県国民保護計画が公表される。(1日)
3月	名古屋市国民保護対策本部及び名古屋市緊急対処事態対策本部条例を施行する。 (28日)
4月	名古屋市国民保護協議会条例を施行する。(1日)
6月	第1回名古屋市国民保護協議会を開催する。(5日)
7月	第2回名古屋市国民保護協議会を開催する。(18日)
	名古屋市国民保護計画素案を公表する。(18日)
8月	第3回名古屋市国民保護協議会を開催する。(21日)
9月	パブリックコメントを実施する。(11日から11月2日までの53日間実施)
12月	第4回名古屋市国民保護協議会を開催する。(13日)
	名古屋市国民保護計画案が答申される。(13日)

《平成19年》

1月	愛知県知事協議が終了する。(31日)
2月	名古屋市国民保護計画を名古屋市議会に報告する。(19日)
	名古屋市国民保護計画を公表する。(20日)

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 計画の性格等	
1 市の責務及び計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成及び概要	2
3 市国民保護計画の見直し及び変更手続	3
4 国民保護措置の対象	4
第4節 国民保護措置の実施に関し特に配慮する事項	
1 基本的人権の尊重	4
2 国民の協力	6
3 国民に対する情報の提供	7
4 国民の権利利益の迅速な救済	7
5 高齢者・障害者等への配慮	8
6 関係機関相互の連携の確保	8
7 指定公共機関等の自主性の尊重等	8
8 赤十字標章等及び特殊標章等と国際人道法の実施	9
9 安全の確保	10
第5節 各機関の実施責任等	
1 市以外の各機関の責務	11
2 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
第6節 市の地理的、社会的特徴	
1 地勢	16
2 気候	17
3 人口分布	18
4 鉄道、道路等	19
5 自衛隊施設	22
6 石油コンビナート等特別防災区域	22
7 地下街	22
8 原子力発電所の立地	23
9 その他	23

第7節	市国民保護計画が対象とする事態	
1	武力攻撃事態	24
2	緊急対処事態	24
3	事態別等の留意事項	24

第8節	緊急対処事態への対処	
1	緊急対処事態への措置の準用	28
2	緊急対処事態における警報の伝達及び通知	29

第2章 備 え

第1節	組織・体制の整備	
1	市における組織・体制の整備	30
2	市職員の体制の区分	34
3	市職員の動員	35
4	市職員の参集	35
5	指定動員者の指定	36
6	措置に携わる者から除外する市職員	36
7	市職員の職務	36
8	消防団の職務	36

第2節	関係機関との連携体制の整備	
1	基本的な考え方	37
2	国及び県との連携等	37
3	他の市町村との連携等	38
4	指定公共機関等との連携等	38
5	ボランティア団体等に対する支援	39

第3節	通信の確保	
1	情報・通信機器の整備	39
2	非常通信体制の確保等	40
3	情報・通信機器の運用にあたっての準備	41

第4節	警報等の伝達及び通知等に必要な準備	
1	警報等	41
2	警報等の全職員への周知	41
3	警報等の伝達及び通知先	42
4	警報等の伝達及び通知の原則的な流れ	43
5	警報等の伝達にあたっての留意事項	43
6	警報等を通知する各施設等の考え方	43

7 大規模集客施設等に対する警報等の伝達 -----	44
8 高齢者・障害者等への警報等の伝達 -----	44
第5節 情報の収集及び提供のために必要な準備	
1 情報収集及び提供等に必要な市職員の配置 -----	46
2 体制整備にあたっての留意事項 -----	46
3 安否情報及び被災情報の収集等 -----	46
4 訓練等の実施 -----	47
第6節 研修及び訓練	
1 市職員に対する研修 -----	47
2 訓練の実施 -----	48
第7節 避難に関する措置に必要な準備	
1 基礎資料の準備 -----	49
2 避難実施要領 -----	50
3 避難誘導體制の整備 -----	52
4 避難住民の運送体制の整備 -----	55
5 交通の確保 -----	56
6 隣接市町村との連携 -----	57
7 避難施設等の指定 -----	57
第8節 救援に関する措置に必要な準備	
1 基礎資料の準備 -----	60
2 救援に関する措置 -----	61
3 関係機関との連携 -----	61
4 市職員等の配置 -----	62
5 避難施設等の確保等 -----	63
6 物資及び資材の備蓄等 -----	63
7 NBC攻撃に伴う災害の発生に備えた救援体制の整備 -----	64
第9節 武力攻撃災害への対処等に関する措置に必要な準備	
1 基礎資料の準備 -----	64
2 武力攻撃災害への対処に関する措置 -----	65
3 関係機関との連携 -----	65
4 市職員等の配置 -----	66
5 NBC攻撃に伴う災害への対処に必要な体制の整備 -----	67
6 武力攻撃災害への対処にあたって必要な体制の整備 -----	67

第10節 生活関連等施設の把握等	
1 生活関連等施設 -----	67
2 市が設置する公共施設等における安全確保 -----	69
第11節 標章等の交付等	
1 標章等の交付等 -----	70
2 標章等の交付に必要な準備 -----	71
3 標章等に係る普及啓発 -----	71
第12節 重要データの管理	
1 復旧に必要な資料の整理 -----	71
2 災害対策住民リストの活用 -----	71
3 災害対策用地及び空地に関する情報の把握 -----	71
4 データ管理の留意事項 -----	72
第13節 国民保護に関する啓発	
1 国民保護措置に関する啓発 -----	72
2 啓発の実施にあたっての留意事項 -----	72

第3章 国民保護措置の実施

第1節 国民保護対策本部設置までの体制	
1 武力攻撃事態等対策本部設置前の対応 -----	74
2 武力攻撃事態等対策本部設置後の対応 -----	75
3 事態認定の前提とされた後の対応 -----	76
4 体制整備にあたっての留意事項 -----	76
第2節 国民保護対策本部の設置等	
1 国民保護対策本部の設置の流れ -----	77
2 広報・広聴体制の整備 -----	77
3 各部等の設置等 -----	78
4 国民保護対策本部長の権限 -----	85
5 実施体制の段階的縮小 -----	86
6 国民保護対策本部の廃止 -----	86
7 通信の確保 -----	86
第3節 関係機関相互の連携	
1 武力攻撃事態等対策本部及び県国民保護対策本部等との連携 -----	90
2 県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 -----	90
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 -----	91

4	他の市町村等に対する応援の求め等	91
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	91
6	市が行う応援等	92
第4節 警報等の伝達等		
1	警報	92
2	避難措置の指示	94
3	避難の指示	97
4	事態の類型等に応じた避難にあたっての留意事項	99
第5節 避難住民の誘導等		
1	避難実施要領の作成等	102
2	避難実施要領の伝達及び通知	102
3	避難住民の運送の求め	102
4	避難住民に呼びかける内容	103
5	全市域が要避難地域となった場合の避難住民の誘導	103
6	避難住民の受入れのための誘導	106
7	要避難地域及び避難先地域がともに市域内の場合の避難住民の誘導	108
8	県知事からの避難誘導に関する指示	108
9	避難途中の救援	108
10	避難住民の誘導への協力要請	108
11	警告及び指示等	109
12	情報の収集及び提供	110
13	関係機関との連携	110
14	市が設置する施設における避難住民の誘導	112
15	各施設等の安全確保	114
16	避難住民の復帰	114
第6節 救援		
1	救援の実施	115
2	関係機関との連携	116
3	救援への協力の要請	118
4	物資の売渡しの要請等	119
5	土地等の使用	120
6	特定物資の収用及び保管命令、土地等の使用の手続	121
7	特定物資の収用及び保管命令、土地等の使用にあたっての立入検査等	123
8	収容施設等の供与	123
9	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	127
10	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	128
11	医療の提供及び助産	129

12	医療活動等を実施する際の留意事項	132
13	被災者の捜索及び救出	134
14	死体の捜索及び処理	135
15	埋葬及び火葬	137
16	電話その他の通信設備の提供	138
17	武力攻撃災害を受けた住宅等の応急修理	139
18	学用品の給与	140
19	障害物の除去	141
20	民間からの救援物資の受入れ	141
21	救援物資の配付等	141
22	金銭の支給	142
23	労務の確保	142
24	ボランティアへの支援	142
25	標章等の交付	143
26	救援の実施に係る書類の整備	143
27	救援の実施における特例	143
第7節	安否情報の収集等	
1	安否情報の収集・整理にあたっての基本的な考え方	144
2	安否情報の収集・整理	146
3	安否情報の照会に対する回答	151
4	日本赤十字社への外国人の安否情報の提供	153
第8節	武力攻撃災害への対処	
1	武力攻撃災害への対処の原則	153
2	武力攻撃災害の兆候の通報	154
3	緊急通報の発令時の対応	156
4	退避の指示	156
5	警戒区域の設定等	158
6	事前措置等	159
7	応急公用負担等	160
8	消防活動等	162
9	生活関連等施設の安全確保等	165
10	危険物資等に係る武力攻撃災害の防止等	166
11	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処	167
12	武力攻撃原子力災害への対処	167
13	NBC攻撃に伴う災害への対処	167
第9節	被災情報の収集及び報告	
1	被災情報の収集	171

2 被災情報の報告 -----	174
第10節 保健衛生の確保その他の措置	
1 保健衛生の確保 -----	175
2 廃棄物の処理 -----	176
3 文化財の保護 -----	177
第11節 国民生活の安定	
1 生活関連物資等の価格の安定等 -----	178
2 避難住民等の生活の安定等 -----	179
3 生活基盤等の確保 -----	181
第12節 交通規制	
1 県国民保護計画に記載されている交通規制の実施 -----	183
2 道路管理者による道路の支障箇所の発見 -----	183
3 交通規制の実施 -----	183
4 交通規制についての住民及び運転者への周知徹底 -----	183
5 緊急通行車両等の確認手続 -----	184
6 緊急交通路等の確保に必要な障害物の除去 -----	184
第4章 復 旧 等	
第1節 応急の復旧	
1 応急の復旧の原則 -----	185
2 水道及び下水道施設の応急の復旧 -----	185
3 交通施設の応急の復旧 -----	186
4 市立病院等における医療の確保 -----	186
5 輸送路の優先的な確保に必要な応急の復旧 -----	186
6 管理する施設等の緊急点検等 -----	187
第2節 武力攻撃災害の復旧	
1 復旧の考え方 -----	188
2 災害復興計画の策定 -----	188
第3節 費用の支弁等	
1 費用の支弁、国への負担金の請求 -----	189
2 損失補償、実費弁償及び損害補償 -----	190
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん -----	192

参考 国及び県等における措置(フロー図)

第1 武力攻撃事態等への対処のための国における手続等	
図(No. 3-1-1)武力攻撃事態等対策本部設置まで-----	193
第2 国民保護措置の仕組み-----	194
第3 警報等の伝達等に関する国及び県の主な措置	
図(No. 3-4-1)警報の発令から住民等への伝達まで-----	195
図(No. 3-4-2)避難措置の指示-----	196
図(No. 3-4-3)避難の指示(県の区域を越えない避難の場合)-----	197
図(No. 3-5-1)避難実施要領の作成等-----	199
図(No. 3-5-2)避難住民の誘導-----	200
第4 救援に関する措置の実施に関する国及び県の主な措置	
図(No. 3-6-1)救援の指示-----	201
第5 武力攻撃災害への対処に関する国及び県の主な措置	
図(No. 3-8-1)武力攻撃災害への対処-----	202
図(No. 3-8-2)消防活動-----	203
図(No. 3-8-3)NBC攻撃に伴う災害への対処-----	204
用語の定義-----	205
武力攻撃事態別の実施措置フロー図-----	209

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第35条の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施するとともに、市域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するため、国民保護措置の基本的な考え方や平素からの備え、国民保護措置の実施等について必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とする。

法第1条、第3条②

第2節 用語の定義

この計画で使用される用語については、別表のように定義する。

(別表:P.205参照)

第3節 計画の性格等

武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護することの重要性を考え、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務、市国民保護計画の位置づけなどの必要な事項を定める。

1 市の責務及び計画の位置づけ

(1) 市の責務

- ① 名古屋市及び名古屋市の他の執行機関(以下「市」という。)は、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び愛知県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ② 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、市国民保護計画に基づき必要な準備を行う。
- ③ 市は、国、他の地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に連携協力し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

法第3条②

法第3条④

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、国民保護法第35条の規定に基づき、県国民保護計画に基づき、市国民保護計画を作成する。

法第35条①

(3) 市国民保護計画に定める事項

市は、国民保護法第35条第2項の規定に基づき、市国民保護計画に、以下の①から⑥に掲げる事項を定める。

法第35条②

① 市域内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項

② 市が実施する以下の国民保護措置に関する事項

法第16条①②

a) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整等、住民の避難に関する措置

b) 救援の実施、安否情報の収集及び提供等、避難住民等の救援に関する措置

c) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集等、武力攻撃災害への対処に関する措置

d) 水の安定的な供給等、国民生活の安定に関する措置

e) 武力攻撃災害の復旧に関する措置

f) 市長の所轄により実施する、市の委員会及び委員の所掌事務に係る国民保護措置

③ 国民保護措置を実施するための訓練と、物資及び資材の備蓄に関する事項

④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体等、関係機関との連携に関する事項

⑥ その他市域内における国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成及び概要

市国民保護計画の構成及び概要は次のとおりである。

【第1章 総則】

市国民保護計画の目的や性格、市が国民保護措置を実施するにあたり特に配慮すべき事項、各関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱、武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型などについて定める。

【第2章 備え】

国民保護措置の実施に必要な組織・体制の整備、関係機関との連絡体制の整備、通信の確保、研修及び訓練、避難住民の誘導や救援などの国民保護措置の実施に必要な備え、国民保護措置に関する啓発などについて定める。

【第3章 国民保護措置の実施】

国民保護対策本部の設置、警報等の伝達を含む避難住民の誘導、救援の実施、安否情報の収集等、武力攻撃災害への対処、国民生活の安定などの国民保護措置の実施に必要な事項について定める。

【第4章 復旧等】

応急の復旧、武力攻撃災害の復旧及び費用の支弁などについて定める。

3 市国民保護計画の見直し及び変更手続

(1) 計画の見直し

市は、毎年度定期的に、市国民保護計画の記載内容を確認するほか、国における国民保護措置についての研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じてその見直しを行う。

(2) 計画の変更手続

市は、市国民保護計画を、以下の①から③に掲げる手続により変更する。

① 計画の変更案の作成

県P.99

計画内容を所管している局室区は、防災危機管理局と調整しながら、以下のa)からd)に掲げる事項に留意しつつ変更案を作成する。

- a) 複数の局室区に関わる事項については、市危機管理対策本部を活用するなど、全庁的に調整を図りつつ変更案を作成する。
- b) 指定行政機関や県、他の市町村の国民保護計画、指定公共機関等の国民保護業務計画との整合性を図る。
- c) 他の市町村と関係がある事項を定めるときは、その市町村の長の意見を聴く。
- d) 必要に応じて、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、他の地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述等、必要な協力を求める。

法第35条③⑧

法第35条④⑧

法第35条⑦⑧

② 市国民保護協議会への諮問

法第39条、県P.99

市国民保護計画の変更にあたっては、以下のa)からc)に掲げる場合を除き、市国民保護協議会に諮問する。

- a) 行政区画(都道府県、市町村)、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更

法施行令第5条

- b) 指定行政機関、指定地方行政機関、都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- c) a) 及びb) に掲げるもののほか、誤記の修正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正等、これらに類する記載事項の修正に伴う変更

法施行令第5条

法施行令第5条

③ 愛知県知事への協議

法第35条⑤⑥⑧

市国民保護計画を変更する場合、②に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ愛知県知事(以下「県知事」という。)に協議する。協議終了後、市長は計画を変更し、速やかに市議会に報告し公表する。

4 国民保護措置の対象

市は、国民保護措置の実施にあたり、市民に限らず、市域内の全ての国民を対象とするとともに、市域内に居住し、又は滞在している外国人についても対象とする。

第4節 国民保護措置の実施に関し特に配慮する事項

国民保護措置の実施にあたり、基本的人権の尊重、国民の権利利益の救済、高齢者・障害者等への配慮、安全の確保など、特に留意しなければならない事項について、原則的な考え方を示す。

1 基本的人権の尊重

(1) 市の考え方

法第5条

- ① 市は、国民保護措置の実施にあたり、日本国憲法が保障する国民の自由と権利を尊重する。
- ② 市は、国民保護措置の実施にあたり、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は、国民保護措置を実施するために必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 市が実施する法に基づく制限等

事 項		章節項
避難住民 の 誘 導	避難住民を誘導する者による、危険を生じさせる者等に対する必要な警告又は指示	3-5-11
	警察官等がその場にいない場合における、消防吏員による危険な場所への立入禁止又は退去、危険を生じるおそれのある道路	

法第66条③

P.109へ

	上の車両その他の物件の除去等の措置		
救 援	特定物資(内容はP. 112参照)の収用	3-6-4	法第81条②③ P.119へ
	取扱業者に対する特定物資の保管命令		法第82条② P.120へ
	収容施設の供与又は医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するための土地等の使用	3-6-5	法第84条①② P.123へ
	特定物資の収用や保管命令、土地等の使用に係る立入検査	3-6-7	法第85条② P.129へ
	特定物資の保管に係る報告徴収又は立入検査		法第114条① P.159へ
	医療関係者に対する医療の実施の指示	3-6-11	法第111条① P.160へ
応急措置等	武力攻撃災害発生時等における関係者以外の者の警戒区域への立入制限、禁止又は退去命令	3-8-5	法第113条① P.161へ
	武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備又は物件の除去、保安等の措置を講ずべき、占有者等に対する指示(事前措置)	3-8-6	法第103条③⑤ P.167
	武力攻撃災害発生時等における他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木等の物件の使用若しくは収用等(応急公用負担)	3-8-7	
	武力攻撃災害防止のために行う、危険物質等(内容はP. 167参照)の取扱者に対する取扱所の使用の一時停止又は制限、製造、運搬等の一時禁止又は制限、所在場所の変更又はその廃棄の命令	3-8-10	
	発生した武力攻撃災害の防除及び軽減のための危険物質等の取扱者に対する取扱所の使用の一時停止又は制限、製造、運搬等の一時禁止又は制限、所在場所の変更又はその廃棄の命令(危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときに準用)		法第108条② 法第109条③ P.168へ
	放射性物質等による汚染の拡大の防止のための、汚染物件等の移動制限又は移動禁止、廃棄等の措置	3-8-12	
	放射性物質等による汚染の拡大の防止のための他人の土地、建物等への立入り		

2 国民の協力

法第4条①②

(1) 国民の協力の原則

- ① 市は、国民保護措置の実施に関して必要があると認めるとき、国民に対して、国民保護法の規定に基づき、必要な援助について協力を要請する。
- ② 要請に対する協力は、国民の自発的な意思にゆだねられるものであり、市が協力を強制することはない。

(2) 国民に協力を要請できる事項

市は、以下の事項について国民に協力を要請する。

事 項		章節項
訓練への参加	市国民保護計画等に基づき実施する、住民の避難に関する訓練への参加 【対象:市民】	2-6-2
避難住民の誘導	市職員と一体となった避難住民の先導、避難途中の救援物資の配布、高齢者、障害者等の自力避難困難者の避難の援助等、避難住民の誘導に必要な援助(避難住民の復帰のための措置を含む。) 【対象:避難住民その他の者】	3-5-10
救 援	避難住民等の救援に必要な援助 【対象:救援を必要とする避難住民等その他近隣の者】	3-6-3
武力攻撃災害への対処	消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるために必要な援助 【対象:市域内の住民】	3-8-8
保健衛生の確保	健康診断、感染症の動向調査、水道の検査、防疫活動等、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講じるために必要な援助 【対象:市域内の住民】	3-10-1

法第42条③

P.48へ

法第70条①③

P.108へ

法第80条①

P.118へ

法第115条①

P.163へ

法第123条①

P.175へ

(3) 共助に関する取組みへの支援

市は、国民保護措置に関する住民相互の自発的な取組みに対し、必要な情報を提供するなどの支援に努める。

3 国民に対する情報の提供

法第8条①②、県P.100

(1) 国民に対する情報の提供

市は、武力攻撃事態等において、市が有する広報手段を活用し、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ適切な方法で提供する。

(2) 高齢者・障害者等への情報提供

市は、高齢者、障害者、外国人等、情報伝達に際し配慮を要する者に対して、確実に情報を伝達できるよう体制の整備に努める。

4 国民の権利利益の迅速な救済

法第6条、県P.100

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償等、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟等、国民の権利利益の救済に関する手続について、受付窓口を特定することなどにより、迅速な処理に努める。
(第4章第3節第2項)

P.190へ

(2) 損失補償等の対象となる事項

事 項	章節項
損失補償(法第159条①関係)	
特定物資の収用に伴う損失の補償	3-6-4
取扱業者に対する特定物資の保管命令に伴う損失の補償	
収容施設の供与又は医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するための土地等の使用に伴う損失の補償	3-6-5
武力攻撃災害発生時等における他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木等の物件の使用若しくは収用(応急公用負担)に伴う損失補償(警察官若しくは海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官によるものを含む。)	3-8-7
消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保に著しい支障が生じるおそれがあるとして、警察官がいない場合に消防吏員が行った、災害対策基本法第76条の3第4項の規定の準用による、消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のための、車両その他の物件の破損	3-12-3
実費弁償(法第159条②関係)	
市からの要請及び指示により、医療を行った医療関	3-6-11

法第81条②③

P.119へ

法第82条

P.120へ

法第113条①⑤

P.161へ

法第155条②

P.183へ

法第85条①②

P.129へ

係者に対する実費弁償	
損害補償(法第160条①関係)	
避難住民の誘導、救援、武力攻撃災害への対処、	3-5-10
保健衛生の確保について、市の要請に応じて援助	3-6-3
に協力した者が、そのために死亡、負傷等した場合	3-8-8
の損害補償	3-10-1
損害補償(法第160条②関係)	
市からの要請及び指示により、医療を行った医療関	3-6-11
係者が、そのために死亡、負傷等した場合の損害補	
償	

法第70条①③、第80条①、第115条①、第123条①
P.108、118、163、175

へ
法第85条①②
P.129へ

5 高齢者・障害者等への配慮

法第9条①

市は、国民保護措置の実施にあたり、高齢者、障害者(※)、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する者の保護について留意する。

※ 人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等を含む。以下同様とする。

県P.100

6 関係機関相互の連携の確保

市は、武力攻撃事態等において、市国民保護計画に定める措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から、国、県、他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との相互の連携体制を整備するよう努める。

法第7条②

7 指定公共機関等の自主性の尊重等

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について、各機関が、武力攻撃事態等の現状等に即して、自主的に判断するものであることに留意する。また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

法第7条①

(2) 日本赤十字社の自主性の尊重

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置について、その特性に鑑み自主性を尊重する。

法第77条①

法第77条③

P.116へ

【日本赤十字社との連携を要する業務】

法第96条①

① 市長が行う救援への日本赤十字社による協力

P.154へ

- ② 救援又はその応援の実施に関し必要な事項の、日本赤十字社への委託(第3章第6節第2項)
- ③ 日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集への協力(第3章第7節第4項)

8 赤十字標章等及び特殊標章等と国際人道法の実施

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等

赤十字標章等及び国際的な特殊標章等(以下「標章等」という。)は、ジュネーブ諸条約第一追加議定書において規定されており、それぞれ、国民の保護のために重要な役割を担う医療行為や国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用できるとされている。標章等は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に基づいて保護されており、市はみだりに使用しない。

① 赤十字標章等

赤十字標章等は、医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等に使用する。

a) 標章

第一追加議定書第8条(1)に規定される特殊標章(白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽からなる識別性のある標章)

ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。



(白地に赤十字)

b) 信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号(医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報)

c) 身分証明書

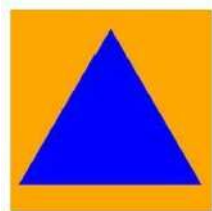
第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

② 特殊標章等

特殊標章等は、国民保護措置を行う者、国民保護措置のために使用される場所等に使用する。

a) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)



(オレンジ色地に青の三角形)

法第9条②

b) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

(2) 国際人道法の的確な実施

法第22条、県P.99

市は、国民保護法やその他の関係法令、市国民保護計画の定め等に基づき、国民保護措置の実施にあたって、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9 安全の確保

(1) 安全確保の基本的考え方

- ① 市は、市域内における国民保護措置について、その内容に応じ、国民保護措置に従事する者に対し、国及び県から入手した情報や武力攻撃災害の状況等の必要な情報の提供を行うほか、国、関係都道府県、消防機関等との連携を密にし、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
- ② 市は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合、必要な情報を随時に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 安全の確保を要する者

法第70条②

- ① 市は、国民保護法第22条の規定に基づき、広く、国民保護措置を実施する者について安全の確保に配慮する。その際、以下の措置を行う者に対し、特に安全の確保に配慮する。

P.108へ

対象者	章節項
市職員と一体となった避難住民の先導、避難途中の救援物資の配布、高齢者、障害者等の自力避難困難者の避難の援助等、市からの要請により避難住民の誘導に必要な援助(避難住民の復帰のための措置を含む。)を行う者	3-5-10
市からの要請により、避難住民等の救援に必要な援助を行う者	3-6-3
市からの要請又は指示により、医療を行う医療関係者	3-6-11

法第80条②

P.118へ

法第85条③

P.129へ

法第115条②

P.163へ

法第123条②

P.175へ

消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため、市からの要請により必要な援助を行う者	3-8-8
健康診断、感染症の動向調査、水道の検査、防疫活動、被災者の健康維持活動等、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講じるため、市からの要請により必要な援助を行う者	3-10-1

法第110条

P.168へ

法第120条

P.163へ

② 市は、国民保護措置の実施において、他の関係機関から以下の要請等があった場合、要請等を行ってきた機関に対し、安全の確保に対する配慮を確認する。

措置の要請等	確認先	章節項
放射性物質等による汚染の拡大を防止するために必要な協力の要請	県知事	3-8-12
武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことの指示	消防庁長官又は県知事	3-8-8
緊急消防援助隊等の出動の指示		
消防相互応援協定等に基づく応援の要請	他の市町村長	

第5節 各機関の実施責任等

国民保護措置の実施主体である関係機関の事務や事業の内容を示す。

1 市以外の各機関の責務

市以外の各機関の責務については、国民保護法等により以下のよう定められている。

(1) 国

国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備え、あらかじめ、国民保護措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民保護措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として、万全の体制を整備する。

県P. 1

(2) 愛知県

愛知県(以下「県」といい、県警察を含む。)は、武力攻撃事態等においては、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針

に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

※ 緊急処理事態

国が定める緊急処理事態対処方針に基づき、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域において関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、国民保護法で定めるところにより、その業務について国民保護措置を実施する。

県P.6

2 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、概ね次に掲げる業務を処理する。

(1) 県

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の通知
- 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- 7 救援の実施、安否情報の収集・整理及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 8 武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示(緊急時)、警戒区域の設定(緊急時)、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害への対処に関する措置の実施
- 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 10 交通規制の実施
- 11 武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の復旧に関する措置の実施

県P.6

(2) 市

- 1 国民保護計画の作成

- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 避難施設の指定
- 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 8 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施
- 9 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 10 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

県P.7

(3) 指定地方行政機関

中部管区警察局

- 1 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整
- 2 他管区警察局との連携
- 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- 4 警察通信の確保及び統制

東海総合通信局

- 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
- 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること
- 3 非常事態における重要通信の確保
- 4 非常通信協議会の指導育成

東海財務局

- 1 財政融資資金の貸付
- 2 国有財産の無償貸付等
- 3 金融に関する措置
- 4 財政上の措置

名古屋税関

- 1 輸入物資の通関手続

東海北陸厚生局

- 1 救援等に係る情報の収集及び提供

愛知労働局

1 被災者の雇用対策
東海農政局
1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局(名古屋事務所)
1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中部経済産業局
1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部
1 火薬類・高圧ガス・電気・ガス・鉱山等の施設の安全確保
中部地方整備局
1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中部運輸局
1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局(中部空港事務所)
1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部
1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台(名古屋地方气象台)
1 気象状況の把握及び情報の提供
第四管区海上保安本部(名古屋海上保安部)
1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中部地方環境事務所
1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生

量の情報収集
近畿中部防衛局(東海防衛支局)
1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

県P.8

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

災害研究機関
1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者
1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者
1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者
1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者
1 電気の安定的な供給
ガス事業者
1 ガスの安定的な供給
水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者
1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社
1 郵便の確保
病院その他の医療機関
1 医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者
1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社
1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行
1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の

第6節 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施にあたり、考慮しなければならない市の地理的、社会的特徴について記載する。

1 地 勢

(1) 位置・面積

本市は愛知県の西部、東経136度47分30秒から137度3分39秒、北緯35度2分2秒から35度15分37秒に位置し、本州中央部の濃尾平野に位置している。

南は伊勢湾に面し、北は春日井市、東は日進市、西は蟹江町やあま市などに接している。

面積は326.45km²(愛知県の面積の約6%)で、最大距離は東西24.52km、南北25.13kmとなっている。

(2) 地 形

本市は、緩やかな東高西低の地勢となっており、地形は、東部の丘陵地、中央部の台地、北・西・南部の沖積地の、大きく3つに分かれる。

東部(守山・千種・名東・天白・緑区)は、市域の東北端にあたる東谷山(198.3m)を最高所として、標高50～100m程のなだらかな丘陵が続き、三河の山地につながっている。現在では、住居地あるいは文教地区となっている。

市の中央部(中・東・昭和・瑞穂区と南・熱田区の一部)は、北から南にかけてなだらかに傾斜する、標高10～15m程の平坦な台地に立地している。商業・住宅地として、中心部では再開発が進められている。

北・西・南部(北・西・中村・中川・港区と熱田・南区の一部)は、河川の堆積作用によって形成された沖積地で、最も低い所で海拔－1.73mとなっており、市域の北・西部の低地では、市の人口増加とともに市街地化が進み、工業用地確保のための埋め立ても行われ、名古屋港付近は工業地帯となっている。

(3) 河 川

市域内を流れる河川には、一級河川、二級河川、準用河川等があり、主な河川として、市西北部を流れる庄内川、東南部を流れる天白川、都心部を流れる堀川がある。

2 気 候

名古屋の気候は、太平洋岸の他の大都市にくらべて、比較的厳しい特性をもっている。これは本市が伊勢湾に面してはいるが、外洋から離れているため黒潮の直接の影響をほとんど受けず、むしろ内陸性に近い気候になっているからである。

冬季は夜間から明け方にかけての冷え込みが厳しく、最低気温は東京、大阪に比べて低い。逆に夏は暑さが厳しく、最高気温が35℃を超える日が、平年で6～7日もあって、全国でも有数の酷暑都市である。

伊勢湾周辺は全国的にみて雨量の少ない地域で、名古屋の年間日照時間は他の大都市より多い。しかし、冬季は比較的雲が多く、関東平野はもちろん、愛知県内でも、三河平野に比べて晴天の日が少ない。これは北西から西方にかけて、広大な濃尾平野を隔てて1,000m級の伊吹、養老、鈴鹿の山脈があるのみで、しかも若狭湾と伊勢湾を結ぶ線が本州で最も狭く、僅か120～160kmの近距離で日本海に通じており、このため雲の多い日本海側の気象の影響を受けやすいからである。この点で、名古屋の冬の気候は太平洋側型のなかに日本海側型の気候もおびているといえる。

降水量は太平洋側型になっており、月降水量の変化からみると、梅雨期の6～7月と、台風や、秋の長雨時期の9月に、ほぼ同じくらいの降水量のピークが見られる。近畿以西の西日本では前者の方が、また関東以東の東日本では後者の方がそれぞれ多くなっており、降水量についていえば、名古屋は東西日本の中間型といえることができる。

（表2：気温、湿度、降水量、日照時間）

区分	平均気温	平 均 最高気温	平 均 最低気温	平均湿度	平均風速	降水量	日照時間
令和4年	℃ 16.9	℃ 21.7	℃ 12.9	% 69	m/s 3.0	mm 1578	時間 2,256.3
1月	4.1	8.8	0.5	65	3.3	26.0	196.8
2月	4.5	9.5	0.7	67	3.3	34.0	170.9
3月	11.0	16.4	6.2	60	3.3	84.5	205.3
4月	16.8	22.2	12.2	66	3.1	134.5	200.2
5月	19.5	24.7	14.9	63	2.9	164.0	210.5
6月	24.3	29.0	20.4	72	2.8	117.5	203.8
7月	27.5	32.0	24.1	78	2.8	366.5	192.8
8月	28.5	33.1	25.1	76	2.7	196.0	155.5
9月	26.1	30.5	22.8	75	3.1	260.0	163.8
10月	18.7	23.8	14.8	66	2.6	56.0	189.8
11月	14.6	19.7	10.4	69	2.6	114.0	191.7
12月	6.6	11.0	3.0	68	3.1	25.0	175.2

※最高気温は38.4℃(7月1日)、最低気温は-2.7℃(1月2日)

3 人口分布

(1) 全体人口

本市の人口は、高度成長期における産業の発展にともなう人口の都市集中や隣接市町村の編入による市域の拡大により増加してきたが、昭和40年代以降、産業構造の変化、都市の過密化等から周辺地域への人口流出現象が始まり、平成5年から平成8年度まで、人口は減少傾向にあった。しかし、平成9年度以降、再び人口が増加し始め、令和2年10月1日に実施された国勢調査によると、人口は約233万人となっている。

区別の内訳をみると、最も人口が多い区が緑区の約25万人、最も人口が少ない区が熱田区の6万7千人となっている。

(2) 昼間人口

令和2年10月1日に実施された国勢調査の結果によると、本市は地域の中核都市として、昼間には周辺市町村から多数の通勤通学者が流入するとともに市内の人口移動もあり、都心部に位置する中区では、昼間人口が夜間人口の約3.5倍となる。

(3) 高齢者等

本市における、65歳以上の高齢者の人数は、令和2年10月1日に実施された国勢調査の結果によると現在約57万人となっている。

また、外国人の人口は、令和2年10月1日に実施された国勢調査の結果によると現在約6万4千人となっている。

(表3-1：区別の人口等)

(令和2年10月1日時点)

区 分	面 積 (km ²)	世 帯 数	人 口			学区数	人口密度 (人/km ²)	65歳以上の人口			
			総 数	男	女			総 数	男	女	構 成 比
名古屋市	326.50	1,122,103	2,332,176	1,146,669	1,185,507	266	7,143	566,154	247,113	319,041	24.3%
千種区	18.18	86,281	165,245	80,239	85,006	16	9,089	39,379	16,388	22,991	23.8%
東 区	7.71	45,762	84,392	40,483	43,909	10	10,946	17,986	7,628	10,358	21.3%
北 区	17.53	79,169	162,956	79,185	83,771	19	9,296	47,154	20,289	26,865	28.9%
西 区	17.93	74,257	151,082	74,787	76,295	17	8,426	35,800	15,608	20,192	23.7%
中 村 区	16.30	74,793	138,599	70,094	68,505	15	8,503	35,868	15,765	20,103	25.9%
中 区	9.38	63,159	93,100	46,086	47,014	11	9,925	15,440	6,383	9,057	16.6%
昭 和 区	10.94	55,059	107,599	52,961	54,638	13	9,835	25,086	10,800	14,286	23.3%
瑞穂区	11.22	51,641	108,332	51,984	56,348	11	9,655	26,996	11,720	15,276	24.9%
熱 田 区	8.20	33,791	66,957	33,400	33,557	7	8,166	17,269	7,526	9,743	25.8%
中 川 区	32.02	101,148	220,728	108,929	111,799	24	6,893	54,337	23,987	30,350	24.6%
港 区	45.69	63,885	143,715	72,197	71,518	20	3,145	39,032	17,398	21,634	27.2%
南 区	18.46	62,606	134,510	68,355	66,155	18	7,287	40,043	18,357	21,686	29.8%
守 山 区	34.01	74,939	176,587	86,087	90,500	21	5,192	42,753	18,726	24,027	24.2%
緑 区	37.91	101,566	248,802	121,993	126,809	28	6,563	56,715	25,331	31,384	22.8%
名 東 区	19.45	75,958	164,755	78,867	85,888	19	8,471	35,530	15,098	20,432	21.6%
天 白 区	21.58	78,089	164,817	81,022	83,795	17	7,638	36,766	16,109	20,657	22.3%

(表3-2：区別常住人口、昼間人口の推移)

区分	令和2年10月1日				平成27年10月1日			
	常住人口	昼間人口	流入超過	昼夜間人口比率	常住人口	昼間人口	流入超過	昼夜間人口比率
名古屋市中区	2,332,176	2,609,745	277,569	111.9	2,295,638	2,594,841	299,203	113.0
千種区	165,245	177,759	12,514	107.6	164,696	180,117	15,421	109.4
東区	84,392	133,257	48,865	157.9	78,043	127,091	49,048	162.8
北区	162,956	141,734	△ 21,222	87.0	163,579	142,941	△ 20,638	87.4
西区	151,082	156,256	5,174	103.4	149,098	155,508	6,410	104.3
中村区	138,599	254,921	116,322	183.9	133,206	237,584	104,378	178.4
中区	93,100	324,156	231,056	348.2	83,203	323,668	240,465	389.0
昭和区	107,599	123,647	16,048	114.9	107,170	126,694	19,524	118.2
瑞穂区	108,332	108,215	△ 117	99.9	105,357	108,798	3,441	103.3
熱田区	66,957	90,517	23,560	135.2	65,895	90,660	24,765	137.6
中川区	220,728	185,422	△ 35,306	84.0	220,281	187,713	△ 32,568	85.2
港区	143,715	168,165	24,450	117.0	146,745	171,291	24,546	116.7
南区	134,510	134,066	△ 444	99.7	136,935	137,360	425	100.3
守山区	176,587	148,291	△ 28,296	84.0	172,845	145,634	△ 27,211	84.3
緑区	248,802	189,459	△ 59,343	76.1	241,822	185,272	△ 56,550	76.6
名東区	164,755	135,049	△ 29,706	82.0	164,080	134,514	△ 29,566	82.0
天白区	164,817	138,831	△ 25,986	84.2	162,683	139,996	△ 22,687	86.1

※ 常住人口とは、表3-1の人口総数から、勤務先等が不明の者を除いた人口を意味する。

(表3-3：国籍別外国人人口) 令和2年12月末

区分	総数(人)	主な内訳					
		アジア	北アメリカ	南アメリカ	ヨーロッパ	アフリカ	オセアニア
名古屋市中区	83,963	73,711	1,766	5,852	1,749	614	271
指定都市平均 (名古屋市を除く。)	33,372	29,917	804	1,342	902	224	156

《指定都市》札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市の19都市

4 鉄道、道路等
(1) 鉄 道

本市は、名古屋駅を中心に、東海道新幹線や東海道本線、関西線、中央本線といった、日本を東西に結ぶ鉄道の結節点となっている。また、中部地方における主要都市として、JRや名鉄、近鉄といった私鉄のほか、地下鉄も整備されるなど鉄道網も発達している。

令和3年度中の本市の一日当りの地下鉄駅乗降人員合計は平均2,082,710人で、JR、名鉄、近鉄、地下鉄東山線等主要な鉄道の結節点となる名古屋が最も多く287,964人、次いで、地下鉄東山線及び名城線、名鉄瀬戸線の結節点となる栄が160,200人、以下、JR、名鉄、地下鉄名城線及び名港線の結節点となる金山が125,036人となっている。

なお、これらの3つの地下鉄駅は、一日当りの平均的な利用者数が10万人以上ある駅として、生活関連等施設に含まれる。

(2) 港 湾

本市には、国際拠点港湾の名古屋港(水域面積(8,167ha))がある。名古屋港における輸出額(空港除く)は全国一であり、全国港別貿易額に占める割合は約1割となっている。

なお、名古屋港の物流は、苫小牧(仙台経由)行きのフェリー航路のほか、北米航路、北米・欧州航路、東南アジア航路、韓国航路、中国航路などのコンテナ航路で、多くの国や地域と結ばれている。

(3) 空 港

愛知県には、中部国際空港及び愛知県名古屋飛行場(県営名古屋空港)があり、本市は、それらの空港へのアクセスの拠点となっている。

(4) 道 路

鉄道と同様、道路についても、本市は、東名高速道路や東名阪自動車道、一般国道1号、23号といった、日本を東西に結ぶ道路の結節点となっている。また、中部地方における主要都市として、一般国道19号、22号、41号、153号といった道路の結節点になるとともに、名古屋高速を介して、中央自動車道、名神高速道路、東海北陸自動車道に接続するなど、交通の要所となっている。

(表4-1：本市を通る主な鉄道)

事業者名	路線名	区間等	営業キロ
JR東海及び JR各社	東海道新幹線	東京(東京都千代田区) ～ 大阪(大阪府大阪市)	552.6
	東海道本線	東京(東京都千代田区) ～ 神戸(兵庫県神戸市) (主な駅) 大高(緑区)、笠寺(南区)、熱田(熱田区)、金山(中区)	589.5
	中央西線	名古屋(名古屋市中村区) ～ 塩尻(長野県塩尻市) (主な駅) 金山(中区)、千種(千種区)、大曾根(東区)、新守山(守山区)	174.8
	関西線	名古屋(名古屋市中村区) ～ JR難波(大阪府大阪市) (主な駅) 八田(中村区)、春田(中川区)	174.9
名鉄	名古屋本線	豊橋(愛知県豊橋市) ～ 名鉄岐阜(岐阜県岐阜市) (主な駅) 鳴海(緑区)、神宮前(熱田区)、金山(中区)、名鉄名古屋(中村区)	99.8
	常滑線・空港線	神宮前(名古屋市中村区) ～ 中部国際空港(愛知県常滑市) (主な駅) 大江(南区)、大同町(南区)	33.5
	築港線	大江(南区) ～ 東名古屋港(港区)	1.5
	犬山線	枇杷島分岐(愛知県清須市) ～ 新鵜沼(岐阜県各務原市) (主な駅) 上小田井(西区:地下鉄鶴舞線乗入れ)	26.8
	瀬戸線	栄町(名古屋市中区) ～ 尾張瀬戸(愛知県瀬戸市) (主な駅) 大曾根(東区)、小幡(守山区)、喜多山(守山区)	20.6
	小牧線	上飯田(名古屋市中村区) ～ 犬山(愛知県犬山市) (上飯田で地下鉄上飯田線乗入れ)	20.6
	豊田線	赤池(愛知県日進市) ～ 梅坪(愛知県豊田市) (赤池で地下鉄鶴舞線乗入れ)	15.2
近鉄	名古屋線	近鉄名古屋(名古屋市中村区) ～ 伊勢中川(三重県松阪市) (主な駅) 黄金(中村区)、近鉄八田(中村区)、戸田(中川区)	78.8
名古屋市営 地下鉄	東山線	藤が丘(名古屋市中東区) ～ 高畑(名古屋市中川区)	20.6
	名城線	大曾根(名古屋市中村区) ～ 大曾根(名古屋市中村区)	26.4
	名港線	金山(名古屋市中村区) ～ 名古屋港(名古屋市中村区)	6.0
	鶴舞線	上小田井(名古屋市中村区) ～ 赤池(愛知県日進市) (上小田井で名鉄犬山線に、赤池で名鉄豊田線に乗入れ)	20.4
	桜通線	太閤通(名古屋市中村区) ～ 徳重(名古屋市中村区)	19.1
	上飯田線	上飯田(名古屋市中村区) ～ 平安通(名古屋市中村区) (上飯田で名鉄小牧線に乗入れ)	0.8
名古屋臨海高速鉄道 (あおみ線)		名古屋(名古屋市中村区) ～ 金城ふ頭(名古屋市中村区) (主な駅) ささしまライブ(中村区)、港北(港区)、荒子川公園(港区)	15.2
東海交通事業(城北線)		勝川(愛知県春日井市) ～ 枇杷島(愛知県清須市)	11.2
愛知高速交通(東部丘陵線)		藤が丘(名古屋市中東区) ～ 八草(愛知県豊田市)	8.9

(表4-2：空港の所在地等)

空港名	面積	滑走路		所在
中部国際空港	約470ha	3500m	1本	常滑市
愛知県名古屋飛行場	約172ha	2740m	1本	西春日井郡豊山町

(表4-3:本市を通る主な道路及び名古屋高速道路等で接続する
主な高速道路)

路線名	区間等	延長(km)
中央自動車道	愛知県小牧市 ～ 山梨県大月市	272.9
東名自動車道	愛知県小牧市 ～ 東京都世田谷区	346.7
名神高速道路	愛知県小牧市 ～ 兵庫県西宮市	189.3
東名阪自動車道	名古屋市中川区 ～ 三重県亀山市	55.1
東海北陸自動車道	愛知県一宮市 ～ 富山県小矢部市	184.8
伊勢湾岸自動車道	愛知県豊田市 ～ 三重県四日市市	56.4
名古屋第二環状自動車道	名古屋市緑区 ～ 愛知県飛島村	54.3
知多半島道路・南知多道路	名古屋市緑区 ～ 愛知県知多郡南知多町	40.5
名古屋高速道路	名古屋市 ～ 東海市、一宮市、小牧市	81.2
一般国道1号線	東京都中央区 ～ 大阪府大阪市	759.4
一般国道19号線	名古屋市熱田区 ～ 長野県長野市	272.6
一般国道22号線	名古屋市熱田区 ～ 岐阜県岐阜市	37.0
一般国道23号線	愛知県豊橋市 ～ 三重県伊勢市	241.6
一般国道41号線	名古屋市東区 ～ 富山県富山市	250.4
一般国道153号線	名古屋市東区 ～ 長野県塩尻市	229.2
一般国道247号線	名古屋市熱田区 ～ 愛知県豊橋市	172.6
一般国道302号線	名古屋市中川区 ～ 名古屋市中川区	76.1

5 自衛隊施設

本市には、自衛隊施設として、守山区に陸上自衛隊守山駐屯地(第10師団司令部、第35普通科連隊)が、中川区に愛知地方協力本部がある。

なお、名古屋市に近接する市町村にある自衛隊施設としては、陸上自衛隊春日井駐屯地(春日井市)、航空自衛隊高蔵寺分屯基地(春日井市)、航空自衛隊小牧基地(小牧市)がある。

6 石油コンビナート等特別防災区域

本市では、名古屋港臨海地区(港区及び南区にまたがり約6km²)が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第2項に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

7 地下街

本市内の地下街の面積は、東京、大阪に次ぐ規模で約18万m²あり、開設時期は、概ね、第1期(昭和30年代)、第2期(昭和40年代)、第3期(昭和50年代)の3期に分類される。

名古屋地下街(サンロード)は、地下鉄の上に造られた日本で初めての地下商店街として昭和32年3月に建設された。

地下街は、人と車の流れを分離し、交通事故の防止や激増する駅前の交通を円滑にするという大事な役割も担っている。

(表7：名古屋市にある地下街) (令和4年4月1日時点)

名 称	面積(㎡)	名 称	面積(㎡)
名古屋駅地区地下街	83,504	栄駅地区地下街	83,805
名古屋地下街(サンロード)	11,384	(地下鉄)栄地下街(栄森の地下街)	13,048
(地下鉄)名駅地下街(メイチカ)	2,993	サカエチカ	14,294
キタチカ	708	セントラルパーク地下街	56,463
ミヤコ地下街	3,646	(地下鉄)金山地下街	428
ダイナード	933	伏見地下街	2,794
ユニモール	27,364	大曽根地下施設	13,593
ゲートウォーク地下街	7,228	合 計	184,124
名古屋近鉄ビル地下街	68		
エスカ	29,180		

※地下街面積は各地下街管理者調査による面積。

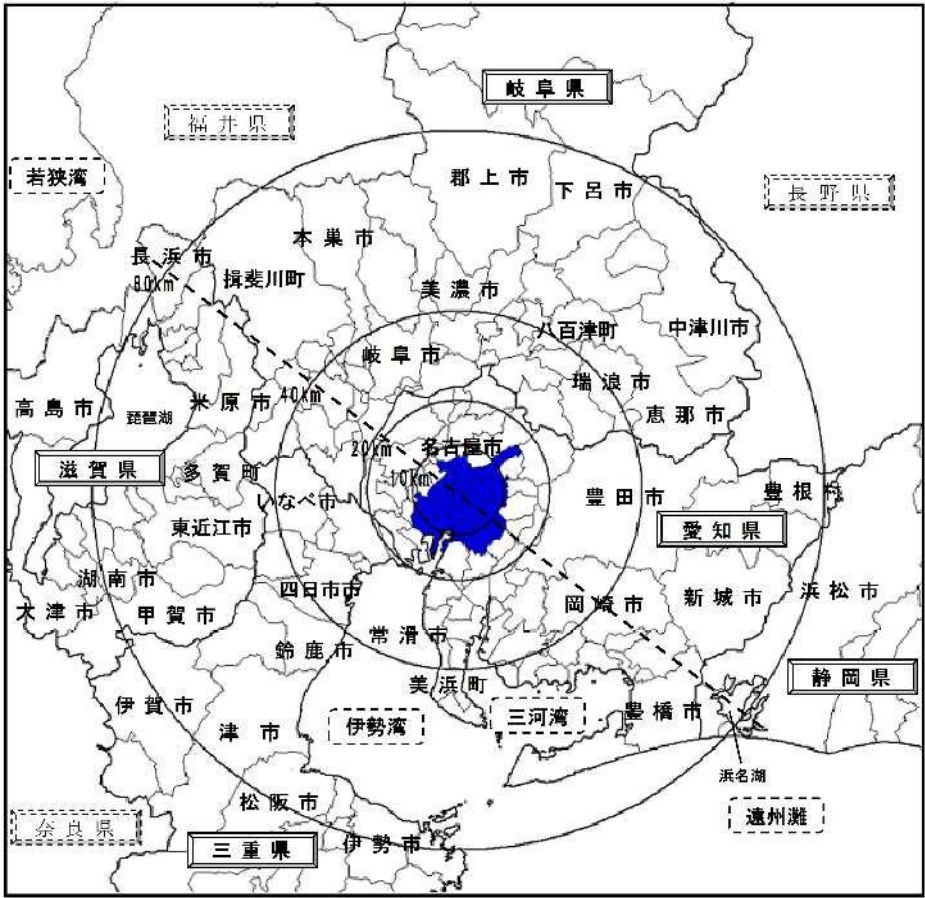
8 原子力発電所の立地

愛知県及び本市には、原子力発電所又は原子炉施設は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)及び緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)には含まれていない。

9 その他

名古屋市役所を中心として、半径10km、20km、40km、80kmで同心円を描くと、以下の図のようになる。

(表8：名古屋市から80km以内にある主な市町村)



第7節 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画が対象とする事態について定める。

1 武力攻撃事態

県P.15

市は、以下の①から④に掲げる武力攻撃事態を、市国民保護計画の対象とする。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急対処事態

県P.16

市は、以下の(1)及び(2)に掲げる緊急対処事態を、市国民保護計画の対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム(爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下同じ。)等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

3 事態別等の留意事項

県P.15

(1) 着上陸侵攻

着上陸侵攻については、県国民保護計画において以下のように記載されている。

- ・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の

方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

- ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
- ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。
- ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復興が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

県P.15

ゲリラや特殊部隊による攻撃については、県国民保護計画において以下のように記載されている。

- ・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中核、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。
- ・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、ダーティボムが使用される場合がある。
- ・ ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、知事及び県警察は、市町村（消防機関を含む。）、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

県P.16

弾道ミサイル攻撃については、県国民保護計画において以下のよう
に記載されている。

- ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃
目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で
我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC
弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の
種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限さ
れ家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。
- ・ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、
的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限
化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心とな
る。

※NBCとは

「Nuclear」(核)、
「Biological」(生物)、
「Chemical」(化学)

の総称

(4) 航空攻撃

県P.16

航空攻撃については、県国民保護計画において以下のように記載
されている。

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較
的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定する
ことが困難である。
- ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その
威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要
な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が
目標となることもあり得る。
- ・ 航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性
がある。
- ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ
る。
- ・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目
標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示
する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい
被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対
する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるた
め、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の
発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(5) NBC攻撃

国民保護措置の実施にあたっての参考とするため、基本指針にお
いて記載されているNBC攻撃の場合の対応について記載する。

① 核兵器等(N:Nuclear)

核兵器等による攻撃の場合、基本指針において、以下のような対応が記載されている。

- 核兵器を用いた攻撃(以下「核攻撃」という)による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能(物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能)による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。
- 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
- ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

② 生物兵器(B:Biological)

生物兵器による攻撃の場合、基本指針において、以下のような対応が記載されている。

- 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、ま

た発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

- ・ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤が否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
- ・ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

③ 化学兵器(C:Chemical)

化学兵器による攻撃の場合、基本指針において、以下のような対応が記載されている。

- ・ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- ・ このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

基本指針P.14

第8節 緊急対処事態への対処

市国民保護計画が対象としている緊急対処事態について、緊急対処保護措置の実施に関して必要な事項を記載する。

1 緊急対処事態への措置の準用

(1) 武力攻撃事態等への対処措置の準用

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や、緊急対処保護措置の実施など、緊急対処事態への対処について、以下の①から④に掲げる事項を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

法第183条

- ① 内閣総理大臣の指示及び代執行に関する事項
- ② 国際人道法に関する事項、標章等に関する事項
- ③ 生活関連物資等の価格の安定及び金銭債務の支払猶予等に関する事項
- ④ 備えに関する事項

(2) 読み替え

準用にあたっては、次の表の左欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

武力攻撃事態等	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護準備体制	緊急対処事態準備体制
国民保護警戒体制	緊急対処事態警戒体制
国民保護実施体制	緊急対処事態実施体制
国民保護準備室	緊急対処事態準備室
国民保護警戒室	緊急対処事態警戒室
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
事態対策本部	緊急対処事態対策本部
県国民保護対策本部	県緊急対処事態対策本部

2 緊急対処事態における警報の伝達及び通知

緊急対処事態においては、攻撃の被害又はその影響が及ぶ範囲を考慮し、国の緊急対処事態対策本部長により、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定される。そのため、緊急対処事態における警報について、市は、その地域に所在する施設の管理者等に対して、その内容を通知及び伝達する。

県P.98

県P.98

第2章 備

え

第1節 組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、その実施に必要な組織・体制の整備方針や、平素における各局室区の業務、市職員の配備・参集基準などについて定める。

1 市における組織・体制の整備

(1) 体制の整備方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、防災業務における体制などを参考にしつつ、以下の①から⑧の定めに基づき必要な体制を整備する。

① 事前指定による市職員の迅速な確保

国民保護対策本部、各部、区対策部などの本部体制に必要な市職員を指定する。また、各部、区対策部において確保すべき体制ごとに、国民保護措置に携わる市職員を「配備・動員計画」としてあらかじめ指定しておき、国民保護措置の実施に必要な市職員の迅速な確保を図る。

② 国民保護対策本部員等への連絡手段の確保

国民保護対策本部本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）、国民保護対策本部本部員（以下「本部員」という。）、区対策部長に速やかに必要な連絡を取れるよう、連絡手段を確保する。

③ 情報連絡網の作成

市職員の参集にあたり、対象となる市職員に速やかに必要な連絡を取れるよう、防災業務における例を参考としながら、あらかじめ、連絡方法、連絡手順などを定めた情報連絡網を作成する。

④ 初動体制の確保

防災業務における体制を活用するなどにより、24時間対応可能な初動体制を確保する。

⑤ 参集困難な国民保護対策本部員等への対応

②に掲げる国民保護対策本部員等が、交通の途絶、本人及び家族の被災などにより参集が困難になる場合を想定し、あらかじめ代替職員を指定するなど、様々な事態の状況に対応できるよう準備する。

⑥ 交代要員の確保

国民保護措置の実施が長期にわたることを想定し、全職員体制により措置を実施している場合においても、交代制により必要な市職員を配置できるよう体制を整備する。

法第41条

県P. 100

県P. 99

⑦ 食糧等の備蓄

国民保護対策本部等の機能を長期間維持できるよう、各職員において食料及び飲料水の備蓄に努める。

⑧ 燃料等の備蓄等

燃料等の備蓄に努めるとともに、自家発電設備等、必要な設備等の確保に努める。

(2) 市における平素の業務

市は、以下の①から③の定めに基づき、国民保護措置の実施に必要な準備を行う。

① 各局室における業務

実施所管	業務内容
防災危機管理局	1 国民保護措置の実施体制に関すること。 2 国、県、他の市町村、指定公共機関等との間の連絡体制の整備(個別の措置の実施に関わるものを除く。)に関すること。 3 情報の収集等に関すること。 4 全市的な研修及び訓練の実施に関すること。 5 避難実施要領に関すること。 6 武力攻撃災害の対処に関すること。 7 物資等の備蓄に関すること。
市長室	1 市長及び副市長の緊急登庁に関すること。
総務局	1 市職員の動員及び配置に関すること。 2 受入避難施設について、指定管理者との協定に関すること。 3 安否情報及び被災情報の収集等に関すること。
スポーツ市民局	1 区政協力委員に関すること。
観光文化交流局	1 外国人に関すること。
健康福祉局	1 医療機関及び医療団体に関すること。 2 高齢者及び障害者等に関すること。 3 社会福祉施設(児童福祉施設を除く。)に関すること。 4 民生委員児童委員に関すること。 5 福祉避難施設に関すること。 6 臨時の医療施設に関すること。 7 赤十字標章等に関すること。
子ども青少年局	1 保育所及び児童福祉施設に関すること。 2 乳幼児等に関すること。

県P. 99

住宅都市局	1 臨時の収容施設に関する事。
緑政土木局	1 道路に関する事。
教育委員会	1 市立小中学校、高等学校に関する事。
消防局	1 消防団及び自主防災組織に関する事。
上下水道局	1 水道水の供給に関する事。

収容施設については、
P. 57を参照

② 関係局室区が取り組む業務

公私の団体に関する事。(団体所管局室区)
ボランティアに関する事。 (防災危機管理局、スポーツ市民局、観光文化交流局、 健康福祉局、消防局)
個別の措置の実施に必要な関係機関との連携に関する事。 (措置実施所管局室区)
NBC災害への備えに関する事。 (環境局、健康福祉局、消防局、区役所)
情報・通信機器の整備に関する事。 (防災危機管理局、総務局、消防局、上下水道局、交通局)
市が設置する施設等に関する事。(施設所管局室区)
大規模集客施設等に関する事。 (防災危機管理局、消防局、施設所管局室区)
避難住民の誘導に関する事。 (防災危機管理局、総務局、スポーツ市民局、健康福祉局、 消防局、交通局、区役所)
措置の実施に必要な資料の準備に関する事。(所管局室区)
避難住民の運送に関する事。 (防災危機管理局、消防局、交通局、区役所)
緊急通行車両等の事前確認に関する事。(関係車両所有局室区)
受入避難施設の指定に関する事。 (防災危機管理局、区役所、施設所管局室)
避難中継場所、避難受入中継場所、一時避難場所に関する事。 (防災危機管理局、区役所、施設所管局室)
救援の実施に関する事。 (防災危機管理局、健康福祉局、住宅都市局、教育委員会、消防 局、上下水道局、区役所)
受入避難施設及び避難施設等の運営に関する事。 (防災危機管理局、健康福祉局、区役所、施設所管局)
物資の調達に関する事。 (経済局、健康福祉局、子ども青少年局、協定所管局室区)
物資の供給体制の整備に関する事。 (財政局、経済局、健康福祉局、子ども青少年局、区役所、

救援措置実施局)
生活関連等施設に関すること。 (健康福祉局、消防局、上下水道局、交通局)
特殊標章等に関すること。 (総務局、行政委員会、企業局、市会事務局、消防局)
災害対策住民リストの活用に関すること。 (防災危機管理局、スポーツ市民局、区役所)
災害対策用地及び空地に関すること。 (防災危機管理局、用地等所管局)
標識に関すること。(関係局室区)

③ 各局室区が取り組む共通業務

配備・動員計画及び情報連絡網の作成など、国民保護措置の実施体制の整備に関すること。
市職員の配置に関すること。
情報通信機器の運用に関すること。
警報等の伝達及び通知に関すること。
研修及び訓練の実施に関すること。
特殊標章等の管理に関すること。
重要データの管理に関すること。
普及啓発に関すること。

(3) 平素の業務における留意事項

- ① 平素の業務については、市国民保護計画などに基づき、各局室区が主体的に行う。
- ② 全市的な方針等が必要な業務については、計画内容を所管する局室区において方針等を作成後、その方針等に基づき各局室区が主体的に行う。
- ③ (2)に定めた業務以外に新たな業務が生じた場合、国の所管や市の業務との関連、関連する国民保護措置の実施所管などを基に業務分担を決定し、その分担に基づき業務を行う。
- ④ (2)に定めた業務について、関係局室区において見直し等を行った結果、市国民保護計画の記載内容に重要な変更を生じる可能性がある場合、各局室区の長は、防災危機管理局長と事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 市国民保護計画の記載内容の修正は、関係局室区からの申出に基づき防災危機管理局で行うものとする。

2 市職員の体制の区分

法第41条、県P. 99

(1) 体制の区分

国民保護措置の実施のために確保する体制は、以下のように区分する。

体制の区分
国民保護準備体制(以下「準備体制」という。)
国民保護警戒体制(以下「警戒体制」という。)
国民保護実施体制(以下「実施体制」という。)

(2) 配備の内容

本項(1)に定める体制については、それぞれ以下の内容を意味する。

体 制	配備の内容
準備体制	各局室区に、情報の収集及び提供等を行うための市職員(以下「情報担当職員」という。)を配置するとともに、庁内に国民保護準備室を設置し、関係機関との間で情報の収集及び提供ができる体制 ※ 状況に応じて、速やかに上位の体制に移行し得る体制
警戒体制	各局室区に、情報担当職員を配置するとともに、国民保護措置に準じた一部の措置を行えるよう市職員を動員し、庁内に国民保護警戒室を設置したうえ、危機管理対策本部又は災害対策本部の体制と連携しながら、関係機関との間の情報の収集及び提供、国民保護措置に準じた一部の措置が行える体制 ※ 状況に応じて、速やかに上位の体制に移行し得る体制
実施体制	危機管理対策本部を活用しながら、又は国民保護対策本部において、全職員により国民保護措置を実施できる体制

(3) 事態別の体制

- ① 市長は、内閣総理大臣から国民保護対策本部設置の指示の通知を受けた場合、直ちに実施体制を確保する。
- ② 市長は、国が事態対策本部を設置した場合、国の武力攻撃事態等の認定(以下「事態認定」という。)の前提となった事実により、市域内で発生した災害が該当するか否かに基づき、以下の表の区分により必要な体制を確保する。

市域内における災害の発生	事態認定の前提	体制
無	—	準備体制

有	非該当	警戒体制
	該当	実施体制

- ③ 市に対し、武力攻撃災害の兆候の通報があった場合で、国が、事態対策本部を設置していない場合、市長は、災害の発生、未発生に関わらず準備体制を確保する。
- ④ 市に対し、武力攻撃災害の兆候の通報があった場合で、その兆候を、国が事態認定の前提とした場合、市長は、災害が未発生の場合でも実施体制を確保する。

3 市職員の動員

法第41条、県P. 99

市は、本節第2項(3)に掲げる事態が生じた場合、以下の(1)から(3)の定めに基づき市職員を動員する。

P. 34へ

(1) 市職員の動員

「配備・動員計画」であらかじめ指定した市職員を動員する。

(2) 勤務時間内における動員の方法

地域防災計画準拠

平常の勤務体制から切り替えることにより、国民保護措置の体制を確保する。

(3) 勤務時間外における動員の方法

- ① 実施体制については、サイレン音、テレビ、ラジオ等の情報に基づく市職員の自主参集により動員する。
- ② 警戒体制及び準備体制については、参集の指示を行うことにより市職員を動員する。その際、市職員は、サイレン音、テレビ、ラジオ等の情報に基づき、自らの判断により参集するよう努める。

4 市職員の参集

法第41条、県P. 99

市職員は、本節第2項(3)に掲げる事態が生じた場合、以下の(1)及び(2)の定めに基づき参集する。

P. 34へ

(1) 勤務時間外における参集場所

地域防災計画準拠

原則として、自己の勤務場所に参集し、所属する部等において、市国民保護計画等に基づく必要な措置(以下「国民保護措置等」という。)を実施する。ただし、以下の①及び②に定めに該当する場合は、その定めに基づく。

- ① 全市域が要避難地域(住民の避難が必要な地域。以下同じ。)となった場合

自己の勤務場所以外に参集場所をあらかじめ指定された市職員(以下「指定動員者」という。)は、あらかじめ指定された局区内公所又は区役所へ参集し、各部又は区対策部の長の指揮を受けて

国民保護措置を実施する。

② 市域内の一部に要避難地域がある場合

要避難地域以外に自己の勤務場所がある場合は自己の勤務場所に、要避難地域内に自己の勤務場所がある市職員のうち、指定動員者は、あらかじめ指定された局区内公所又は区役所へ参集し、各部又は区対策部の長の指揮を受けて国民保護措置を実施する。その際、あらかじめ指定された局区内公所又は区役所が要避難地域内にある場合は、要避難地域外にある最寄りの局区内公所又は区役所へ参集し、各部又は区対策部の長の指揮を受けて国民保護措置を実施する。

(2) 屋内避難が指示された場合の参集

警報の発令に伴い、参集する間もなく屋内避難の指示が出された場合、屋内避難の指示が解除された後、本項(1)の定めに基づき直ちに参集する。

5 指定動員者の指定

各局室区の長は、前項の定めに基づき、自己の勤務場所以外の局区内公所及び区役所へ参集する指定動員者をあらかじめ指定する。

法第41条、県P. 99
地域防災計画準拠

6 措置に携わる者から除外する市職員

(1) 措置に携わるものから除外する市職員

病気、負傷等により国民保護措置の実施に従事することが困難な市職員、やむを得ない事情により所属長等が除外を相当と認めた市職員は、措置に携わる者から除外する。

法第41条、県P. 99
地域防災計画準拠

(2) 勤務時間外における参集対象からの除外

病弱者、身体障害者、妊産婦等で所属長等があらかじめ除外を相当と認めた市職員は、勤務時間外における参集対象から除外する。

なお、これらの市職員は、勤務時間内において、健康上無理のない範囲で、適宜軽作業に従事させることができる。

7 市職員の職務

市は、国民保護措置を実施する体制ごとに、参集した市職員が行うべき職務を定める。

法第41条、県P. 99

8 消防団の職務

消防団は、国民保護措置に関して、本市の消防局長又は消防署長の所轄の下で、避難住民の誘導や武力攻撃災害への対処などの役割を担うことになるため、国民保護措置に関する訓練に可能な限り参加する

とともに、国民保護措置の実施に必要な事項を市とともに検討する。

また、市も、消防団に対し、国民保護措置に関する情報を積極的に提供するとともに、国民保護措置に関する訓練に参加できるよう配慮するなど、平素より、市及び消防団相互の連携体制の整備に努める。

第2節 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、ボランティア団体等との平素からの連携方策について定める。

1 基本的な考え方

(1) 関係機関との連携

① 国民保護措置に関する連携

市は、他の機関と連携して行う必要がある国民保護措置に関して、計画の作成時及び修正時など、適切な時期に情報交換を行い、関係機関相互の意思疎通を図る。

② 人的ネットワークの構築

市は、関係機関との情報交換を円滑に行うことができるよう、平素より、市と連携して国民保護措置を実施する関係機関の連絡窓口を把握するとともに、人的なネットワークを構築する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、市の地理的、社会的特徴等に基づく場合など、特別の事情がある場合を除き、市国民保護計画と、国、県を始めとする関係機関の国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性を図る。

(3) 防災における連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等において、的確かつ迅速に国民保護措置を実施できるよう、防災における連携体制などを参考にしながら、関係機関との連携体制を整備する。

2 国及び県との連携等

(1) 国及び県の担当部署の把握

市は、国民保護措置の実施にあたり、県知事等に対する包括的な要請等を含め、市国民保護計画に掲げる必要な要請等を円滑に行えるよう、国及び県の担当部署について、担当部局名、所在地、電話・FAX番号、メールアドレス等の必要事項を定期的に把握する。

(2) 情報の共有

市は、市国民保護計画に定める国民保護措置について、国及び県

県P. 100

法第35条③④⑧

法第3条④、第16条④

⑤、第18条①

との間で緊密な情報の共有を図るため、訓練などを通じて互いに必要な情報を共有するとともに、警報の内容や避難住民の誘導方法など、具体的な措置の内容に関して、必要に応じて協議を行う。

3 他の市町村との連携等

法第3条④、第17条①

(1) 県内の他の市町村との連携等

① 担当部署の把握

市は、県内の他の市町村について、国民保護措置の実施にあたり、他の市町村長への応援の求め等の緊急の連絡が取れるよう、担当部署について、担当部局名、電話・FAX番号、メールアドレス等の必要事項を定期的に把握する。

② 他の市町村との連携

市は、県と連携し、近隣市町村との間で、国民保護計画の内容について情報交換を行うとともに、防災に関し締結している相互応援協定などを参考としながら、武力攻撃災害への対処、避難住民の誘導、物資及び資材の供給などの国民保護措置の実施について、近隣市町村との連携を図る。

(2) 他の政令指定都市との連携

市は、他の政令指定都市について、国民保護措置の実施にあたり緊急の連絡が取れるよう、担当部署について、その部署名、電話・FAX番号、メールアドレス等の必要事項を定期的に把握する。

(3) 消防機関の連携体制の整備

① 他の消防機関との連携

市は、消防機関の活動が円滑に行えるよう、既存の消防応援協定などを参考としながら、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置の実施において、近隣市町村及び他の政令指定都市の消防機関との連携を図る。

② NBC災害発生時における連携

市は、武力攻撃事態等におけるNBC災害の発生に備え、近隣市町村及び他の政令指定都市の消防機関における、NBC災害に対応可能な部隊や必要な資機材の保有状況を相互に把握し、NBC災害発生時における市町村相互の応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携等

法第3条④、第21条②③

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、労務・物資等の確保のための応援の求めへの対応、及び市からの国民保護措置の実施要請を円滑に行えるよう、区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関について、担当部局名、所在地、電

話・FAX番号、メールアドレス等の必要事項を定期的に把握する。

(2) 医療機関との連携

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に伴い、医療機関の活動が速やかに行われるよう、医療関係機関及び医療関係団体との連絡体制を整備するとともに、情報交換や訓練などを通じて連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結

市は、物資及び資材の供給、避難住民の運送、避難施設等の確保などに対して、関係機関から必要な協力が得られるよう、防災において締結している協定などを参考に、連携体制の整備を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

法第4条③

(1) ボランティア団体に対する支援

県P. 104

市は、武力攻撃事態等において、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、防災のための連絡体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、ボランティア団体に、関係法令や市の国民保護措置に関する情報を提供するとともに、武力攻撃事態等における市のボランティア団体の活動支援方策について検討するなど、ボランティア団体の活動環境の整備に努める。

(2) 自主防災組織に対する支援

県P. 100

市は、訓練への参加を含め、国民保護措置の実施に自主防災組織の自主的な協力が得られるよう、区政協力委員(災害対策委員)を通じて、自主防災組織の会長に対し、平素より必要な情報の提供に努めるとともに、自主防災組織の自主性を尊重しながら、国民保護措置における自主防災組織の活動に必要な助言を行う。

(3) 本項(1)及び(2)以外の公私の団体に対する支援

市は、市の国民保護措置に関わる公私の団体に対し、国民保護措置の実施について協力が得られるよう、所管する局室区を通じて、関係法令や国民保護措置に関する情報を随時提供する。

第3節 通信の確保

国民保護措置の実施に必要な情報・通信機器の整備及び日常管理、非常通信体制の整備などについて定める。

1 情報・通信機器の整備

法第142条、県P. 100

市は、国民保護措置の実施にあたり、情報の収集及び提供や関係機

関との通信が円滑に行えるよう、情報伝達経路の多ルート化を図るため、以下の(1)から(4)の分類により情報・通信機器を整備する。

(1) 有線電話

① 加入電話

西日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)の一般回線で結んだ電話

② 専用電話

市役所と区役所、保健センター等をNTT専用線で結んだ庁内電話及び、消防電話、上下水道電話、交通局業務電話といった、局内業務用に専用線で結んだ電話

(2) 無線電話等

① 防災行政無線

a) 市役所を統制局とし、区役所を中心に、公所、防災関係機関などを、半固定型、車載型、携帯型の無線でネットワークするデジタル移動無線

b) 親局を中心として、市域内に設置した屋外子局を操作し、サイレン及び音声で住民に情報を伝達する同報無線

② ①以外の局用無線

消防無線、上下水道無線、バス運行総合情報システム、列車無線、交通局業務無線といった局内業務用無線

(3) 画像伝送システム

① 市域内の災害状況を24時間監視する高所監視カメラ

② 消防ヘリコプターから市域内の災害状況を撮影するヘリコプター映像電送システム

県P. 100

(4) その他の通信機器

本項(1)から(3)に掲げる通信機器のほか、市が有する通信機器のうち、国民保護措置に使用可能な通信機器

2 非常通信体制の確保等

県P. 100

市は、国民保護措置の実施にあたり、前項の定めに基づき整備した情報・通信機器並びに緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用し非常通信体制を整備するとともに、重要通信の確保を図る。また、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会(自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として設置したもの。)との連携を図る。

3 情報・通信機器の運用にあたっての準備

地域防災計画準拠

(1) 運用計画の作成

- ① 市は、国民保護措置の実施にあたり、情報・通信機器を速やかに活用できるよう、情報・通信機器を使用する所属ごとに、あらかじめ運用計画を作成するとともに運用体制を整備する。
- ② 市は、国民保護措置の実施時における通信輻輳等に備え、情報・通信機器ごとに、通信統制について必要な事項を定める。

(2) 情報・通信機器の日常管理等

- ① 市は、有線通信機器について、常時使用可能な状態を保つよう整備する。
- ② 市は、無線通信機器について、定期的に点検整備を行うとともに、訓練等を定期的に行うなど、速やかに使用可能な状態にできるよう準備する。
- ③ 市は、長時間の停電の場合においても情報・通信機器が使用できるよう、蓄電池設備若しくは自家発電設備の設置、予備乾電池の備蓄などの電源の確保に努める。

第4節 警報等の伝達及び通知等に必要な準備

警報や避難の指示等を、住民や関係機関等に的確かつ迅速に伝達及び通知できるよう、必要となる準備や伝達及び通知の方法などを定める。

1 警報等

住民の避難に関する措置において、市長は、以下の①から④に掲げる警報等を伝達及び通知する。

①	県知事から通知された警報及び警報の解除
②	県知事又は内閣総理大臣が出した要避難地域としての避難の指示及び避難の指示の解除
③	県知事又は内閣総理大臣から通知された避難先地域（避難経路となる地域を含め、住民の避難先となる地域。以下同じ。）としての避難の指示及び避難の指示の解除
④	避難の指示に基づき市長が定めた避難実施要領

法第47条、51条
P. 92へ
法第54条、55条、56条
P. 97へ
法第54条、55条、56条
P. 98へ
法第61条
P. 102へ

2 警報等の全職員への周知

各局室区の長は、警報等を速やかに全職員に周知するため、連絡網を作成し、その周知方法をあらかじめ定める。

3 警報等の伝達及び通知先

県P. 102

(1) 警報等を伝達する公私の団体

法第47条①、第61条

- ① 市長は、各区区政協力委員協議会及び民生委員児童委員協議会に、公私の団体として警報等を伝達する。
- ② ①で定める警報等の伝達は、原則として区長が行う。ただし、区役所に武力攻撃災害の被害が及んでいるなどの理由により、区長が伝達できない場合は消防署長が伝達する。
- ③ 区長及び消防署長は、①に定める警報等の伝達先及び伝達手段をあらかじめ整理する。
- ④ 市は、①のほか、警報等の伝達が必要な公私の団体を定め、その伝達先及び伝達手段をあらかじめ整理する。

③④

(2) 警報等を通知する市の他の執行機関及び関係機関

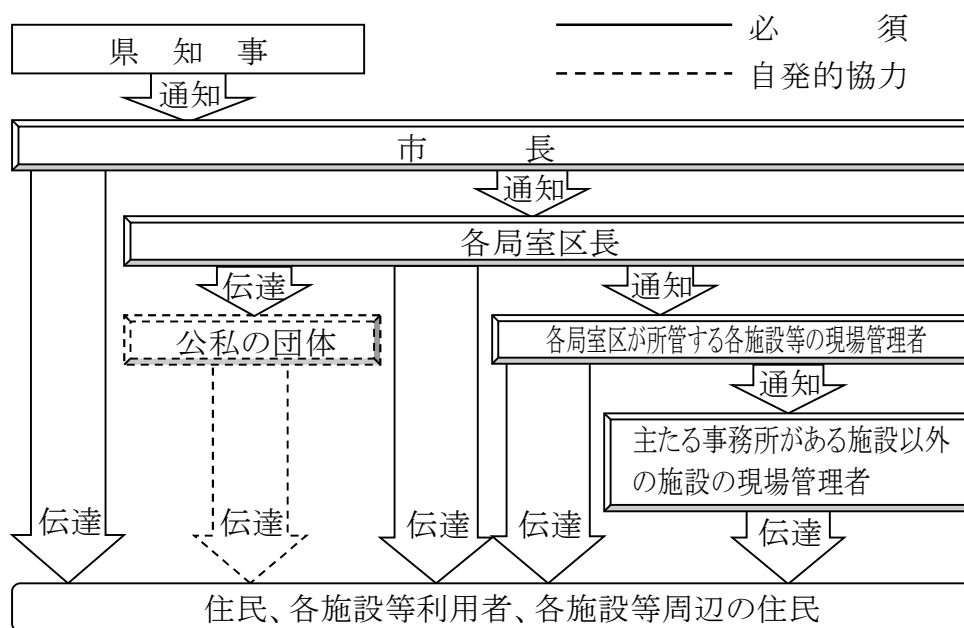
① 警報等の通知先

区分	通知先	備考
他の執行機関	選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、教育委員会	
関係機関	市が設置(指定管理者が管理する場合を含む。)する施設等(以下「各施設等」という。)の現場管理者	本 節 第 6 項 参 照
	県、名古屋海上保安部、自衛隊愛知地方協力本部、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関	避難実施要領の通知のみ

② 警報等の通知方法

- a) 市長は、市議会及び市の他の執行機関に対して警報等を通知する場合、各事務局を通じて通知する。
- b) 市長は、各施設等の現場管理者に対して警報等を通知する場合、その施設等を所管する局室区長を通じて通知する。
- c) 市は、警報等の通知先及び通知方法をあらかじめ定める。

4 警報等の伝達及び通知の原則的な流れ



※ 避難実施要領の関係機関への通知を除く。

5 警報等の伝達にあたっての留意事項

(1) 県警察との連携

法第47条③

市は、武力攻撃事態等において、的確かつ迅速に、住民に対して警報等の内容を伝達できるよう、県警察との協力体制を構築する。

(2) 国民保護に係るサイレン音の住民等への周知

市は、国民保護に係るサイレン音について、訓練の機会の活用などにより、住民等への周知を図る。

6 警報等を通知する各施設等の考え方

(1) 各施設等

- ① 指定管理者が管理する場合を含め、市が設置する全ての施設
- ② 市が人的・財政的支援等をしている法人のうち、警報等の通知が必要な法人
- ③ ①及び②以外に、各局室区が必要と認める団体

(2) 各施設等が行う警報等の通知及び伝達のための準備

- ① 警報等の通知を受けることになる各施設等の現場管理者は、その内容を、直ちに各施設等の市職員に周知できるよう、あらかじめ周知方法を定める。
- ② 各施設等の現場管理者は、主たる事務所がある施設以外の場所に別に施設等を管理している場合、その管理する別の施設等の現場管理者に対し、速やかに警報等を通知できるよう、あらかじめ通知先及び通知方法を定める。

7 大規模集客施設等に対する警報等の伝達

(1) 大規模集客施設等への警報等の伝達

市は、学校、病院、駅、大規模集合住宅、大規模集客施設など、市内において多数の者が利用又は居住する施設(以下「大規模集客施設等」という。)に対して警報等を伝達できるよう、県との連携により、市が警報等を伝達する大規模集客施設等を定める。その場合、名称、所在地、連絡先など、警報等の伝達のために必要な事項をあらかじめ把握する。

なお、大規模集客施設等のうち、市が管理している大規模集客施設等について、市は、措置の実施にあたり、協力の要請を行うことが考えられる団体等を考慮し、関係する地区の区政協力委員(災害対策委員)、民生委員児童委員、地域住民などの協力を得ながら、警報等を速やかに伝達できる方法を検討する。

(2) 訓練の実施の要請

県P. 26

市は、県と共同で、本項(1)で把握した大規模集客施設等の管理者に対し、警報等の伝達及び避難住民の誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施に努めるよう要請する。

8 高齢者・障害者等への警報等の伝達

法第9条①、県P. 100、

(1) 市が設置する社会福祉施設及び病院における準備

P. 102、P. 103

市が設置する社会福祉施設及び病院の現場管理者は、入所又は入院している者(以下「入所者等」という。)について、施設全体が避難の対象となった場合を想定し、以下の①から③に掲げる区分を参考に、入所者等の数を速やかに把握できるよう、あらかじめ可能な準備を行う。

法第65条

- ① 自力避難が可能な入所者等
- ② 緊急車両による搬送が必要な入所者等
- ③ 緊急車両による搬送までは必要ないものの、長距離の避難が困難な入所者等

(2) 体制の整備等

法第65条、県P. 102

市が設置する社会福祉施設及び病院の現場管理者は、入所者等に警報等を速やかに伝達でき、その後の国民保護措置を円滑に実施できるよう、以下の①から⑥に掲げる事項に留意して、あらかじめ、施設ごとに体制を整備するとともに、必要な事項を整理する。

- ① 昼間及び夜間別の、国民保護措置の実施体制
- ② 施設内における参集職員の役割分担の明確化
- ③ 伝達する内容及び伝達方法
- ④ ②の役割ごとに必要な機材等の整理
- ⑤ 本項(1)②③の区分別に、必要な移動手段の確保のための関係

機関の連絡先

⑥ その他、施設ごとに必要と思われる事項

(3) 福祉ボランティア等への警報等の伝達

市は、社会福祉協議会などの関係団体と連携をとりながら、福祉ボランティア等、自力避難困難者への警報等の伝達に協力を要請する団体に対して警報等が速やかに伝達できるよう、可能な範囲で、その伝達先や伝達方法などを把握する。

(4) 在宅の自力避難困難者への警報等の伝達

市は、高齢者や障害者等、自力避難が困難な者のうち、在宅の者への警報等の伝達にあたり、地域住民による警報等の伝達への協力及び地域住民からの必要な情報の入手に対する協力が得られるよう、協力の要請を行うことが考えられる団体等を考慮し、区政協力委員（災害対策委員）、民生委員児童委員及び地域住民に対して普及啓発に努める。

(5) 外国人への警報等の伝達

市は、外国人に対して警報等を速やかに伝達できるよう、（公財）名古屋国際センターの協力を得ながら、外国公館や外国人関係団体との連携を強化し、その伝達先や伝達方法などをあらかじめ定める。

(6) 外国語による警報等のパターン作成

市は、外国人への警報等の伝達にあたり、あらかじめパターンを作成するもののうち可能なものについて、以下の事項に留意しながら、複数の外国語によるパターンを作成するよう努める。

- ① 英語のパターンを作成する。
- ② 地域の状況に応じて、英語以外の必要な言語によりパターンを作成する。

(7) 関係団体への訓練の参加の呼びかけ等

市は、避難住民の誘導を行うにあたり、協力の要請を行うことが考えられる団体等を考慮し、以下の①及び②の定めに基づき普及啓発を行うとともに、訓練への参加を呼びかける。

- ① 地震に関連する情報・警戒宣言が発表された場合などを参考に、地域住民が警報等の伝達を自主的に行えるよう、区政協力委員（災害対策委員）などを通じて訓練への参加を求めるとともに、国民保護措置について普及啓発に努める。
- ② 高齢者や障害者等、自力避難が困難な者、外国人に対し、的確かつ迅速に警報等の伝達ができるよう、協力の要請を行うことが考

法第42条③、県P. 103

えられる団体等を考慮し、区政協力委員（災害対策委員）、民生委員児童委員、社会福祉協議会等関係団体、福祉ボランティア、地域住民などに訓練への参加を呼びかける。

第5節 情報の収集及び提供のために必要な準備

国民保護措置の実施にあたって必要となる、情報収集及び提供等の体制などについて定める。

1 情報収集及び提供等に必要な市職員の配置

市は、国民保護措置の実施にあたり、国民保護対策本部などに情報担当職員を速やかに配置できるよう、必要な体制を整備する。

2 体制整備にあたっての留意事項

市は、市の各機関をはじめ、国民保護措置の実施に伴い関係する機関に対し、国民保護措置の実施に必要な情報を速やかに提供できるよう、措置別にあらかじめ準備する基礎資料を参考に、その収集、蓄積及び更新に努める。

県P. 99

P. 49、60、64へ

3 安否情報及び被災情報の収集等

県P. 100、102

(1) 安否情報及び被災情報の収集等のための体制の整備

- ① 市は、安否情報及び被災情報（以下「安否情報等」という。）の収集、整理、報告及び提供にあたり、情報担当職員その他の職員の配置や、収集方法、収集先、報告先等の必要な事項についてあらかじめ定める。
- ② 市は、安否情報等の収集等を円滑に実施できるよう、県などの関係機関の体制をあらかじめ把握する。

(2) 安否情報収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等、安否情報の収集にあたり協力を求める可能性がある関係機関をあらかじめ把握するよう努める。

(3) 日本赤十字社に対する協力への準備

法第96条②

市は、日本赤十字社からの照会に対し、外国人に関する安否情報を速やかに提供できるよう、照会・回答窓口の把握、回答方法、提供する情報の内容等の必要な事項を、日本赤十字社との間であらかじめ整理しておく。

(4) 安否情報の収集についての広報

市は、武力攻撃事態等において、速やかに安否情報の収集ができるよう、必要な事項について、平素より住民に広報するよう努める。

4 訓練等の実施

市は、安否情報等を円滑に収集等できるよう、関係職員に対し訓練など実施する。

法第42条①、県P. 100、
102

第6節 研修及び訓練

国民保護措置の実施に必要な知識の修得、技術の向上等のため、研修及び訓練の内容、方法について定める。

1 市職員に対する研修

市は、国民保護措置に関して、市職員の必要な知識及び技術を向上させ、また、職場内における国民保護措置の実施体制を確立するため、以下の(1)から(4)の定めに基づき、市職員の研修を実施する。

県P. 101

(1) 研修の主体

国民保護措置に関する研修は、各局室区において主体的に実施する。

(2) 研修の内容

① 全職員を対象とした研修

国民保護法の体系や、警報等の伝達、避難住民の誘導、救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置の仕組み、参集基準や国民保護措置の実施体制など、国民保護措置全般に関して必要な研修を行う。

② 各施設等の市職員を対象とした研修

病院、社会福祉施設、生活関連等施設、危険物取扱い施設など、施設の種類別に、必要となる国民保護措置に関して必要な研修を行う。

③ 教育関係職員を対象とした研修

学校等における児童及び生徒の保護といった視点から、国民保護措置のうち、特に児童及び生徒の避難誘導に関して、機会を捉えて必要な研修を行う。

(3) 研修の方法

① 講習会の開催

学識経験者のほか、警察職員、海上保安庁職員など、国民保護措置に関係する機関の職員等を講師として、国民保護措置に関

する専門的知識の習得を図る。

② 研修会の開催

国民保護関係法令及び国民保護措置に関しての研修を行い、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図るとともに、国民保護措置に必要な知識の習得を図る。その際、国や県などが作成する国民保護に関する教材や資料を活用することなどにより、多様な研修の実施に努める。

③ 検討会の開催

次項に掲げる訓練の結果などを基に検討会を開催し、国民保護措置における役割分担等に対して認識を深める。

(4) 留意事項

- ① 国民保護措置に対して知見を有する市職員を育成するため、市以外の研修機関が実施する研修課程を有効に活用するなど、市職員の研修機会の確保に努める。
- ② 国民保護措置においては、避難住民の誘導時における住民の混乱、避難生活の長期化などが予想されることから、混乱の防止やストレス対策など、心のケアに必要な知識等についての研修の機会の確保に努める。
- ③ 研修の実施にあたっては、国民保護法第9条第2項の規定を踏まえ、国際人道法の的確な実施に関する啓発等に配慮する。
- ④ 新たな機器やシステム等が導入された場合、それらに適切に対応できるよう、速やかに必要な研修を実施するよう努める。

2 訓練の実施

法第42条①、県P. 101

市は、市国民保護計画が武力攻撃事態等において十分活用され、国民保護措置に対する市職員の実施能力が向上するよう、以下の(1)から(3)の定めに基づき訓練を実施する。

(1) 訓練の形態及び項目

① 基礎的訓練

国民保護措置の実施に必要な技術を習得するために行う、通信連絡訓練、炊き出し訓練、避難訓練、消火訓練、救出・救護訓練などの基礎的訓練

② 図上訓練

武力攻撃事態等に関する条件を付与し、その条件に基づき、実施が必要な国民保護措置に対する意思決定を参加者に行わせる図上訓練

③ 実動訓練

武力攻撃事態等に至ったことを想定し、参集、警報等の伝達、避難住民の誘導、避難施設等の設置・運営、安否情報等の収集等と

いった国民保護措置を、参加者により実際に実施する実動訓練

(2) 留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置とで、共通する事項についての訓練を盛り込むなど、効率的な訓練の実施に努める。
- ② 市国民保護計画に定める公私の団体やボランティア団体、関係機関の参加を求めるとともに、広く住民に対して参加を呼びかける。
- ③ 病院、社会福祉施設、学校における訓練のほか、高齢者、障害者等、特に配慮を要する者への的確な対応を図れるよう留意する。
- ④ 訓練実施後における検討会の開催、訓練への第三者の参加、参加者からの意見聴取や訓練結果の検証・評価などにより、市国民保護計画の課題、問題点を整理したうえ、必要な部分について、市国民保護計画に反映する。
- ⑤ 近隣市町村、県、県警察、国等の関係機関との連携を図る。

法第42条③

法第9条①

第7節 避難に関する措置に必要な準備

避難住民の誘導を的確かつ迅速に実施できるよう、基礎資料の準備や避難実施要領の作成、避難住民の誘導にあたる市職員及びその他の者(以下「市職員等」という。)等の配置、運送体制、避難施設の指定等について定める。

1 基礎資料の準備

県P. 26

市は、迅速かつ的確に避難住民の誘導を行えるよう、あらかじめ、以下の資料を準備する。

- ① 市域内の地図
複数人が同時に見ることができる大きさで、地形の起伏や河川の位置などの地理的な状況、危険物質等を取り扱っている施設が明らかになっている資料
- ② 市域内の人口分布
区ごとの人口分布、世帯数、昼夜別の人口に関する資料
- ③ 人口密集地域
昼夜間人口に大きな差がある地域及び大規模集客施設等の所在地など、人口が密集している地域に関する資料
- ④ 一年間の観光客数
月別の平均観光客数に関する資料
- ⑤ 降水量等の気象情報
月別の平均気温、平均降水量、日照時間に関する資料
- ⑥ 市域内の道路網のリスト

高速道路、国道、県道等幹線的な道路と、それらについての混雑状況に関する資料

⑦ 運送力リスト

市バス、地下鉄等の運送力と、時間区分別稼動可能台数に関する資料

⑧ 避難施設等のリスト

本節第7項に掲げる避難施設等の区分別に、その所在地、施設配置、避難住民の収容能力、屋内外の別に関する資料

⑨ 備蓄物資、調達可能物資のリスト

備蓄物資の所在地、数量、市域内における関係物資の取り扱い民間事業者に関する資料

⑩ 飲料水の確保に係る資料

応急給水施設など、飲料水の確保に係る資料

⑪ 生活関連等施設のリスト

避難住民の誘導に影響を及ぼす恐れのある生活関連等施設の所在地に関するリスト

⑫ 関係協定一覧

関係する協定の内容、締結先、連絡先等に関する資料

⑬ 関係機関の連絡先一覧

国、県、県内市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等、警報等の伝達及び避難住民の誘導に係る機関についての資料

⑭ その他の資料

上記①から⑫以外で、避難住民の誘導にあたり必要となる資料

P. 58へ

2 避難実施要領

市は、県知事又は内閣総理大臣から避難の指示が出されたとき、速やかに避難実施要領を定められるよう、県等の関係機関と意見交換を行いながら、武力攻撃等の事態別に、避難実施要領のパターンをあらかじめ複数定める。

法第61条①、県P. 102、105

市は、パターンを定めるにあたり、高齢者、障害者等、自力避難が困難な者の避難のほか、本節第1項の資料を参考に、季節の別、観光客や昼夜間人口、混雑や交通渋滞の発生状況等についても配慮するものとし、その他、県警察による避難経路の選定についての助言を含む県の助言等を基に、以下の(1)から(4)に掲げる事項に必要な事項を加える。

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合に定める事項

弾道ミサイル攻撃の場合、弾道ミサイル発射に伴う警報の発令により、住民は屋内に避難することが基本とされている。ただし、弾道ミサイル攻撃の兆候がある場合は、国の対策本部長から、地域を特定しない包括的な警報が発令される場合がある。

国の対策本部長により避難措置の指示が行われた場合、県知事又は内閣総理大臣から避難の指示が行われる。

- ① 事態の状況
- ② 避難の必要性
- ③ 避難住民の誘導の方針
- ④ 避難住民の誘導のための体制
- ⑤ 屋内避難にあたっての注意事項
- ⑥ その他、事態の状況に応じて必要となる事項

(2) 時間的な余裕がある場合に定める事項

- ① 事態の状況
- ② 避難の必要性
- ③ 避難住民の誘導の方針
- ④ 避難住民の誘導のための体制
- ⑤ 運送手段
- ⑥ 避難住民の誘導に際しての留意点や市職員の心得
- ⑦ 住民に周知する留意事項
- ⑧ 避難住民の誘導の終了時間
- ⑨ 市職員等に対する安全の確保
- ⑩ 避難施設等における市職員の配置や救援活動への支援
- ⑪ 連絡・調整先
- ⑫ 市の各部局が行わなくてはならないこと
- ⑬ その他、事態の状況に応じて必要となる事項

(3) 突発的に発生した攻撃の場合に定める事項

- ① 事態の状況
- ② 避難住民の誘導の方針
- ③ 死傷者への対応
- ④ 市職員等に対する安全の確保
- ⑤ その他、事態の状況に応じて必要となる事項

(4) 市域内の特定地域における化学剤を用いた攻撃の場合に定める事項

- ① 事態の状況
- ② 避難の必要性
- ③ 避難住民の誘導の方針
- ④ 避難住民の誘導のための体制
- ⑤ 避難施設等の開設等
- ⑥ 避難住民の誘導に際しての留意点や市職員の心得
- ⑦ 住民に周知する留意事項
- ⑧ 市職員等に対する安全の確保

- ⑨ 連絡・調整先
- ⑩ その他、事態の状況に応じて必要となる事項

3 避難誘導体制の整備

(1) 避難住民の誘導に関する措置

- ① 警報の発令(図No. 3-4-1参照) P. 195へ
- ② 避難措置の指示(図No. 3-4-2参照) P. 196へ
- ③ 避難の指示(図No. 3-4-3参照) P. 197へ
- ④ 避難実施要領の作成等(図No. 3-5-1参照) P. 199へ
- ⑤ 避難住民の誘導(図No. 3-5-2参照) P. 200へ

(2) 措置の実施に関する要請等への準備

県P. 102

市は、本項(1)に掲げる①から⑤の措置を実施するにあたり、関係機関に対して行うことができる以下の①から⑦に掲げる要請等を、的確かつ迅速に実施できるよう、あらかじめ、相手先となる対象機関の連絡先を把握するとともに、各要請等において必要となる事項について、対象機関と相互に協議しながら整理する。

- ① 住民への警報及び避難の指示の伝達における、市に対する県警察の協力
《対象》 県警察
法第47条③、54条④
P. 92、97へ
- ② 市が避難先地域に該当する場合の、県知事による市長に対する意見聴取
《対象》 県
法第54条③、58条④
P. 96へ
- ③ 避難実施要領作成にあたって、市長が行う関係機関の意見聴取
《対象》 県、名古屋海上保安部、自衛隊愛知地方協力本部、その他関係する指定公共機関及び指定地方公共機関
法第61条③
P. 102へ
- ④ 警察官等による避難住民の誘導についての要請
《対象》 警察署長、名古屋海上保安部長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長
法第63条①、県P. 106
P. 110へ
- ⑤ 警察官等による避難住民の誘導の要請についての県知事への求め
《対象》 県
法第63条②
P. 111へ
- ⑥ 警察官等が避難住民を誘導する際の警察署長等との協議、情報提供の求め、必要な措置の要請
《対象》 警察署長、名古屋海上保安部長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長
法第64条
P. 111へ
- ⑦ 避難住民の運送の求め
《対象》 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関
法第71条①
P. 102へ

(3) 全市域が要避難地域になった場合の市職員等の配置等
(全住民が市域外に避難しなければならない場合)

県P. 99、100

① 市職員等の配置の原則

区分	配置場所等	市職員等
A	国民保護対策本部	本部長、副本部長、本部員 (市長が任命する。)
	区対策部	区対策部長 (対策本部長が指名する。)
	部	部長 (対策本部長が指名する。)
	国民保護対策本部の運営	対策本部職員 (防災危機管理局長が指定する。)
		区対策部、各部職員 (各局室区の長が指定する。)
	市が直接管理する各施設等	各施設等職員 (各施設等を所管する各局室区の長が指定する。)
	指定管理者が管理する各施設等	施設管理職員 (協定書に基づく。)
	避難住民運送用市バス	市職員としての運転士及び車掌 (交通局長が指定する。)
	巡回班用バス	
	避難住民運送用地下鉄	
B	住民運送用バスが発着する鉄道駅及び乗船場所 (以下「鉄道駅等」という。)	市職員、情報責任者(市職員)、市職員としての医師及び看護保健職員
	避難中継場所	市職員、情報責任者(市職員)、消防団員、市職員としての医師及び看護保健職員
	避難経路	市職員、情報責任者(市職員)、消防団員
	伝達班(各学区)	市職員、消防団員
	巡回班(各区)	市職員、情報責任者(市職員)
	避難住民運送用バス	市職員及び看護保健職員
	その他(特定施設)	市職員

情報責任者については、P. 110参照

避難中継場所についてはP. 58参照

伝達班及び巡回班についてはP. 104参照

※ 区分Aは、原則として、勤務場所参集職員

※ 区分Bは、区対策部職員及び指定動員者

② 配置方法

a) 区対策部職員及び指定動員者は、避難住民運送用バス及び巡

回班用バスに乗車し、順次、区対策部長が指定した配置場所等に向かう。その際、配車されたバスの運転士は、区役所出発時に区対策部長が指定したルートを走行し、同じく指定された地点で市職員を下車させる。

- b) 避難住民運送用市バス及び巡回班用バスの運転士は、乗車した市職員が全て配置についた後、区対策部長が指定した場所に向かう。
- c) 消防団員は、所属する学区の消防団詰所に参集した後、国民保護対策本部長等の指示に基づき必要な措置を行う。

(4) 市が避難先地域となった場合の市職員等の配置等

県P. 99、100

(住民の避難が不要な場合)

① 市職員等の配置の原則

区分	配置場所等	市職員等
A	国民保護対策本部	本部長、副本部長、本部員 (市長が任命する。)
	区対策部	区対策部長 (対策本部長が指名する。)
	部	部長 (対策本部長が指名する。)
	国民保護対策本部の運営	対策本部職員 (防災危機管理局長が指定する。)
		区対策部、各部職員 (各局室区の長が指定する。)
	市が直接管理する各施設等	各施設等職員 (各施設等を所管する各局室区の長が指定する。)
	指定管理者が管理する各施設等	施設管理職員 (協定書に基づく。)
B	避難住民運送用市バス	市職員としての運転士
	下車する鉄道駅及び下船場所(以下「受入鉄道駅等」という。)	市職員、情報責任者(市職員)
	避難受入中継場所	市職員、情報責任者(市職員)、消防団員、市職員としての医師及び看護保健職員
	避難経路	市職員、情報責任者(市職員)、消防団員

避難受入中継場所については、P. 58参照

	避難住民運送用バス	市職員及び看護保健職員	
	※ 区分Aは、原則として、勤務場所参集職員 ※ 区分Bは、区対策部職員及び指定動員者 ※ 救援措置の実施のための市職員等の配置の原則は、本章第8節第4項(1)の定めに基づく。		P. 62へ
	② 配置方法 受け入れる避難住民の誘導のための市職員等の配置方法は、本項(3)②に準ずる。また、救援措置の実施のための市職員等の配置方法は、本章第8節第4項(2)の定めに基づく。		P. 63へ
(5)	市域内に要避難地域と避難先地域が混在する場合の市職員等の配置等 (避難が必要な住民と不要な住民が市域内に混在する場合)		県P. 99
	① 市職員等の配置の原則 避難住民の誘導のための市職員等の配置は、本項(3)①の配置の原則に準ずる。また、救援措置の実施のための市職員等の配置の原則は、本章第8節第4項(1)の定めに基づく。		P. 62へ
	② 配置方法 避難住民の誘導及び受け入れる避難住民の誘導のための市職員等の配置方法は、本項(3)②の定めに基づき、救援措置の実施のための市職員等の配置方法は、本章第8節第4項(2)の定めに基づく。		P. 63へ
(6)	標識等の整備 武力攻撃事態等において、市職員等による避難誘導を補完し、多数の住民が的確かつ迅速に避難できるよう、避難中継場所、避難施設等及びその周辺道路に、案内標識及び誘導標識等を整備するよう努める。		
4	避難住民の運送体制の整備		県P. 102
	(1) 避難住民の運送ルートの整備 市は、市バスについて、以下の①から④に掲げる事項をあらかじめ定める。		
	① 各区における避難住民運送用市バス及び巡回班用市バスについての、発車する営業所と区役所及び避難中継場所までの配車ルート		
	② 各区において、市職員を配置するためのルート		
	③ 巡回班用バスが区内を巡回するためのルート		
	④ 小中学校、高等学校、特別支援学校、社会福祉施設、病院などの市が設置する施設について、その施設からの避難住民の運送を想定した、発車する営業所及び配車ルート		

(2) 本項(1)に掲げる事項を定める際の留意点

市は、本項(1)の定めに基づき、避難住民の運送ルートを決める場合、以下の①から③に掲げる事項に留意する。

- ① 既存の路線バスのルートを活用しながら、可能な場合は複数のルートを定める。
- ② 市バスが発車する営業所については、各配車先に最寄りの営業所のほか、複数の営業所を想定する。
- ③ 踏み切りや橋梁の有無、日ごろの混雑状況など、道路の状況を考慮し、速やかに配車できるルートを定める。

(3) 運送施設及び運送力の把握

- ① 市は、営業所ごとに、市バスの最大運送力を把握するとともに、時間帯別に、通常運行に使用していない市バスの運送力を整理する。
- ② 市は、県が把握した運送事業者の運送力及び運送施設に関する情報を基に、市域内の運送力及び運送施設を把握する。

県P. 103

5 交通の確保

(1) 道路状況に関する必要事項の整理

市は、その管理する道路について、武力攻撃事態等の発生時に速やかに道路の状況を把握できるよう、定期的かつ道路ごとに、以下の①から⑥に掲げる事項を整理する。

- ① 名称及び区間
- ② 車線の数等の構造
- ③ 緊急交通路や物資等の輸送のために必要な道路、高速道路など主要な道路との接続
- ④ 工事の実施状況(区間及び期間等)
- ⑤ 交通混雑の状況
- ⑥ その他、道路の状況に関し必要な事項

(2) 県警察との連携

県P. 99

市は、武力攻撃事態等の発生時に、他の道路管理者と連携し、交通規制の状況や道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に提供できるよう、関係機関と調整のうえ情報提供方法を定めるとともに、県警察との間で、情報の種類、入手方法等必要な事項を整理しておく。

(3) 緊急通行車両等の事前確認

県P. 34

市は、県警察が定める確認制度に基づき、国民保護措置の実施に必要なとなる車両を、緊急通行車両及び規制除外車両として事前に届

け出る。

6 隣接市町村との連携

県P. 100

市は、市域を越えて避難住民を誘導する場合に備え、県の協力を得て、避難経路や相互の支援のあり方等について情報交換を行うなど、平素から、隣接市町村との緊密な連携を確保する。

7 避難施設等の指定

(1) 指定する避難施設等に対する基準

法148条

法施行令第35条

国民保護法第184条の規定に基づき、市長が避難施設を指定する場合、市は、同法施行令第35条の規定に基づき、以下の①から⑤に掲げる事項を、その指定の基準とする。

- ① 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他公益的施設であること。
- ② 避難住民を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模であること。
- ③ 速やかに避難住民を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造及び設備を有するものであること。
- ④ 火災その他の災害による影響が比較的少ない場所にあること。
- ⑤ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

(2) 避難施設等の指定についての考え方

市長は、避難施設等について、以下の①から⑧に掲げる区分により定める。

① 受け入れる避難住民の避難施設としての「受入避難施設」

避難施設は、避難住民の生活拠点となることから、以下のa)からc)に掲げる点に留意して、適切な施設を指定する。

- a) 水道、トイレ、電気、放送機器など、避難生活に必要な設備が備わっている、スポーツセンターや生涯学習センター講堂などを指定する。
- b) 避難住民の生活環境を良好なものに維持するため、市の救援力(調達可能な救援物資の量や就学受入可能児童数等)を考慮したうえ指定する。その際、できる限り多くの施設の指定に努める。
- c) 避難住民の出入り、救援物資等の搬入・搬出に適した構造を有している施設を指定する。

② 市域内で発生した武力攻撃災害からの退避先等としての「避難施設」

市域内で武力攻撃災害が発生し、緊急に、かつ多数の避難住民を収容しなければならない場合、①に定める受入避難施設に加

え、学校などを避難施設として使用する。

③ 介護を必要とする避難住民を収容する「福祉避難施設」

介護を必要とする避難住民のうち、病院及び臨時の医療施設に収容する傷病者以外の高齢者及び障害者等の収容のため、以下のa)及びb)の定めに基づき収容する施設を確保する。

- a) 避難住民のうち、介護を必要とする高齢者及び障害者等を収容するため、社会福祉施設を福祉避難施設とする。
- b) 受入れ人数や受入れ期間などの状況に応じて、⑧の仮設住宅建設用地に、仮設の福祉避難施設を建設する。

④ 避難住民の運送中継場所としての「避難中継場所」

市の避難住民を、鉄道駅等にバスで運送するため、以下のa)からe)に掲げる事項に留意して、大規模公園や学校のグラウンド等を「避難中継場所」とする。

- a) 多数の住民が一時に滞留できること
- b) 水道やトイレなどが設置されていること
- c) バス等が配車しやすいよう、幹線道路に面した又は近接した場所であること
- d) バス等が複数配車できるよう、駐車場を有していること
- e) 各区に複数指定すること

⑤ 避難住民の受け入れ中継場所としての「避難受入中継場所」

市が避難先地域又は避難経路となっている場合に、避難住民が受入避難施設又は市域外に到着するまでの間、必要となる救援を実施するため、幹線道路沿いにある公園、広場及び市の施設を、「避難受入中継場所」とする。

⑥ 爆風等から直接的な被害を軽減するための「一時避難場所」

爆風等から直接的な被害を軽減するため、迅速な避難が可能となるよう、地下鉄駅や地下駐車場を含め、避難が必要な時点で開庁している市が所有する全ての施設を「一時避難場所」とする。なお、迅速な避難という観点から、民間施設についても、可能な範囲で一時避難場所として使用できるよう、平素より、その施設管理者に対し必要な情報の提供に努める。

⑦ 救援を実施するための「救援実施場所」

避難住民等に対して救援を実施するため、以下のa)及びb)の定めに基づき「救援実施場所」を定める。

- a) 市が要避難地域である場合の避難途中の救援実施場所は、鉄道駅等及び避難中継場所とする。
- b) 市が避難先地域又は避難経路になっている場合の救援実施場所は、収容施設(受入避難施設、避難施設、長期避難住宅、福祉避難施設を意味する。以下同じ。)、市立小学校、受入鉄道駅等及び避難受入中継場所とする。

⑧ 応急仮設住宅等を建設する「仮設住宅建設用地」

市が設置する公園、広場等のうち、上記①から⑦に記載する避難施設等としての指定状況等を考慮して、「仮設住宅建設用地」を定める。

(3) 受入避難施設の指定手続

- ① 市長は、受入避難施設を指定する場合、市が直接管理する場合を除き、あらかじめ、施設管理者の同意を文書により確認する。確認にあたっては、施設管理者に対し、以下のa)からd)に掲げる事項を十分に説明する。

a) 使用目的、使用場所、使用面積、使用条件

b) 受入避難施設として指定を受けることにより生ずる責務等

※ 受入避難施設として指定を受けた施設の管理者は、廃止又は用途の変更等により、その施設の避難住民の受入れまたは救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするとき、市長への届出が必要であることを明記する。

c) 受入避難施設として使用する場合に生ずる責務等

d) その他、受入避難施設の使用にあたり必要となる事項

- ② 市長は、受入避難施設を指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を施設管理者に対して文書で通知する。なお、指定にあたっての通知には、①の a) から d) に関する内容を明記する。

法第149条

施行令第36条

(4) 指定管理者との協定

指定管理者が管理する市の施設を市長が受入避難施設として指定する場合、市は、本項(3)①の a) から d) のうち必要な事項について、指定管理者と交わす協定書に明記する。

(5) 受入避難施設の国への報告等

市は、受入避難施設の指定後、国が定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、市長が指定した受入避難施設の情報を整理するとともに、これらの情報の全国的な共有化を図るため、整理した情報のうち必要な情報を、県を通じて国に報告する。また、報告した情報に追加、修正などがあった場合は、同様に、定期的にその内容を報告する。

(6) 住民への情報提供

- ① 市は、県と連携しながら、パンフレットや市ホームページ等を活用し、市域内及び県内の避難施設等に関する情報を住民に提供し、平素よりその周知を図る。

- ② 市は、避難施設等について、その区分ごとに、以下のa)及びb)に

掲げる事項に留意しながら、必要な情報を表示する。

- a) 受入避難施設、避難中継場所については、その区分、使用目的、連絡先などを明記するとともに、避難施設等として使用する場合、一般の利用を制限することを明記する。
- b) 一時避難場所については、切迫した状況における一時避難場所としての指定の有無の判断が困難であるため、速やかな屋内避難にあたって混乱をきたさないよう、原則として表示しない。

第8節 救援に関する措置に必要な準備

救援に関する措置を的確かつ迅速に実施できるよう、基礎資料の準備や市職員等の配置、物資及び資材の備蓄などについて定める。

1 基礎資料の準備

市は、避難住民等に対する救援に関する措置を的確かつ迅速に実施できるよう、あらかじめ、以下の①から⑩に掲げる資料を準備する。

① 市域内の地図

複数人が同時に見ることのできる大きさで、避難施設等、物資集配拠点、供給センター、輸送のために必要な道路等の情報が明らかにした資料

② 救援物資等の調達可能数リスト

食品、生活必需品、長期避難住宅等の建設資材等の救援物資等のうち、市が備蓄している救援物資等の種類別数量及び備蓄先、応援協定等により市が調達できる救援物資等の種類別調達可能数及び調達先に関する資料

③ 医療機関等のリスト

市域内の病院、診療所及び助産所の所在地や連絡先等に関する資料

④ 市が設置する住宅等のリスト

長期避難住宅として避難住民等を収容可能な市営住宅等の所在地などに関する資料

⑤ 市が管理する土地等のリスト

長期避難住宅、応急仮設住宅、臨時の医療施設を設置できる、市が管理する土地等に関する資料

⑥ 降水量等の気象情報

月別の平均気温、平均降水量

⑦ 運送力のリスト

救援物資等の運送が可能な、市が所有する車両に関する資料

⑧ 関係協定一覧

県P. 102

関係する協定の内容、締結先、連絡先等に関する資料	
⑨ 関係機関の連絡先一覧	
必要な要請等の要請先や求め先となる機関、救援の措置を連携して行うことになる機関の連絡先等に関する資料	
⑩ その他の資料	
上記①から⑨以外で、救援に関する措置の実施にあたり必要となる資料	
 2 救援に関する措置	
救援に関する措置の実施における国及び県の主な措置	
(図No. 3-6-1参照)	P. 201へ
 3 関係機関との連携	
市は、救援に関する措置の実施にあたり、関係機関に対し行うことができる以下の①から⑥に掲げる要請等を、的確かつ迅速に行うことができるよう、あらかじめ、要請等の対象機関別に連絡先を把握するとともに、各要請等において必要となる事項について、その対象機関と相互に協議しながら整理する。	
① 国への支援の求め	法第87条
《対象》 関係する指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長	P. 116へ
② 県知事への応援の求め	法第144条
《対象》 県	P. 117へ
③ 救援物資等の供給についての要請	法第144条
《対象》 県	P. 117へ
④ 日本赤十字社への救援業務の委託	法第77条③
《対象》 日本赤十字社	P. 117へ
⑤ 物資及び資材の運送の求め	法第79条
《対象》 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関	P. 117へ
⑥ 医療の実施の要請等	法第85条
《対象》 医師、看護師等の医療関係者	P. 130へ

4 市職員等の配置

(1) 原則的な配置

県P. 99、100

区分	配置場所等	市職員等
A	国民保護対策本部	本部長、副本部長、本部員 (市長が任命する。)
	区対策部	区対策部長 (対策本部長が指名する。)
	部	部長 (対策本部長が指名する。)
	国民保護対策本部の運営	対策本部職員 (防災危機管理局長が指定する。)
		区対策部、各部職員 (各局室区の長が指定する。)
	受入避難施設 (開設手続き)	施設を所管する局室区の長が 指定する市職員(指定管理者 が管理する施設については、 協定書に基づき指定管理者)
	救援物資等を運送する運 送用市バス	市職員としての運転士 (交通局長が指定)
B	火葬場	市職員
	受入避難施設の運営	市職員
	受入避難施設以外の救援 実施場所における救援物 資の給与等及び給水	市職員
	物資集配拠点	市職員
	供給センター	市職員、薬剤師
	救援物資等を運送する運 送用市バス	市職員
	救護班	市職員、医師、看護師、薬剤師
	被災者の捜索及び救助	市職員、医師、看護師
	捜索収容班(死体の捜索 及び収容)	市職員
	検案班	医師、看護師
	死体安置所	市職員
	死体運送	市職員

※ 区分Aは、原則として、勤務場所参集職員

※ 区分Bは、区対策部職員及び指定動員者

(2) 配置方法

市職員等は、原則として、公共交通機関により配置場所等に移動する。ただし、以下の①から③のいずれかに該当する場合は、市が所有する市バス等の車両のうち使用可能な車両により、必要な市職員等を配置場所等に配置する。

- ① 被災者の捜索及び救出など、措置の実施のために多くの資機材の運搬が必要な場合
- ② 公共交通機関が運行していない場合
- ③ その他、公共交通機関では移動が困難な場合

5 避難施設等の確保等

(1) 長期避難住宅等及び臨時の医療施設の設置に対する準備

- ① 市は、救援に関する措置の実施において、的確かつ迅速に、長期避難住宅及び応急仮設住宅、臨時の医療施設を設置できるよう、避難施設等としての使用予定に配慮しながら、あらかじめ、その目的に沿って使用可能な市が設置する土地、公園、施設等を確保する。
- ② 市は、必要に応じて、民間の賃貸住宅及び民間の宿泊施設を、長期避難住宅又は応急仮設住宅として活用できるよう、あらかじめ、必要な情報を整理しておく。

(2) 福祉避難施設の確保に対する準備

市は、大規模な武力攻撃災害の発生に伴い、多数の高齢者、障害者等が避難してきた場合に備え、救援に関する措置の実施において、的確かつ迅速に福祉避難施設を設置できるよう、あらかじめ、その目的に沿って使用可能な市が設置する施設を把握するとともに、民間の社会福祉施設等の協力を得ながら、平素より、福祉避難施設として使用可能な施設の確保に努める。

6 物資及び資材の備蓄等

(1) 物資及び資材の備蓄

市は、以下の①及び②の定めに基づき、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の備蓄、整備、点検を行う。

- ① 市国民保護計画に基づく救援に関する措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄は、地域防災計画に基づく備蓄物資を活用する。
- ② 武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材を把握し、国及び県におけるそれらの備蓄状況及び備蓄についての考え方等を考慮しながら、必要な物資及び資材について、可能な限り備蓄に努める。

県P. 103
法第142条

(2) 物資の調達のための準備

市は、武力攻撃事態等が長期に及ぶ場合に備え、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を速やかに調達できるよう、地域防災計画を参考に、他の地方公共団体や必要な物資及び資材を取り扱う事業者との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなどの準備を行う。

法第145条、第147条

(3) 物資の供給体制の整備

- ① 市は、救援物資を一括して受け入れ配分するため、あらかじめ、物資集配拠点の設置場所を定めておくとともに、医薬品等を一括して受け入れ管理するため、あらかじめ、供給センターの設置場所を定めておく。
- ② 市は、国民保護措置の実施にあたり、速やかに必要な物資及び資材を調達及び供給できるよう、避難施設等への供給ルートを定めておくなど、あらかじめ、その供給体制を整備する。
- ③ 市は、物資集配拠点や供給センターから、避難施設等へ速やかに必要な物資及び資材を供給できるよう、必要な情報を、平素より、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して提供する。

法第142条、第145条、県P. 103

7 NBC攻撃に伴う災害の発生に備えた救援体制の整備

市は、NBC攻撃に伴う災害に備え、事故等によるNBC災害への対処の方法などを参考にしながら、その基本的な対応を整理するよう努める。その際、NBC攻撃による災害への対処は、原則として、国からの指示に基づくものであることを十分に配慮し、災害の発生後、国から情報提供があるまでの間の応急措置的な事項を整理する。

県P. 100

第9節 武力攻撃災害への対処等に関する措置に必要な準備

武力攻撃災害に対し、的確かつ迅速に対処できるよう、基礎資料の準備や武力攻撃災害の対処に必要な市職員等の配置、NBC攻撃に備えた体制の整備などについて定める。

1 基礎資料の準備

市は、的確かつ迅速に、武力攻撃災害への対処及び保健衛生の確保その他の措置を実施できるよう、あらかじめ、以下の①から⑩に掲げる資料を準備する。

県P. 99

① 市域内の地図

複数人が同時に見ることのできる大きさで、生活関連等施設、市が

設置する公共施設等の情報を書き込んだ資料	
② 生活関連等施設のリスト	
市域内に所在する生活関連等施設について、その所在地、連絡先等に関する資料	
※ 危険物質の取扱所については、その保有物品を明記する。	
③ 医療機関のリスト	
市域内の病院、診療所及び助産所について、その所在地、連絡先等に関する資料	
④ NBC災害への対処に必要な情報を有する機関等のリスト	
NBC災害の発生に備え、国や県からの情報等を基にしたNBC災害への対処に必要な情報を有する機関などに関する資料	
⑤ NBC災害の対処に必要な物資及び取扱業者のリスト	県P. 20、P. 62
NBC災害の対処に必要な防護服などの物資及びそれらの物資の取扱業者に関する資料	
⑥ 廃棄物処理が可能な業者のリスト	県P. 100
a) 廃棄物処理法の許可業者のリスト	
廃棄物処理法の許可を受けている業者及びその処理能力に関する資料	
b) 解体業者又は運搬業者等のリスト	
廃棄物処理の特例に基づき、a) 以外に廃棄物処理を委託できる解体業者や運搬業者などに関する資料	
⑦ 文化財のリスト	
市域内に立地・保管されている、市が所有又は管理している文化財に関する資料	
⑧ 関係協定一覧	
関係する協定の内容、締結先、連絡先に関する資料	
⑨ 関係機関の連絡先一覧表	
必要な要請等の要請先、求め先、連携先となる機関等に関する資料	
⑩ その他の資料	
上記①から⑨以外で、武力攻撃災害への対処等に関する措置の実施にあたり必要となる資料	
2 武力攻撃災害への対処に関する措置	
(1) 武力攻撃災害への対処(図No. 3-8-1参照)	P. 202へ
(2) 消防活動(図No. 3-8-2参照)	P. 203へ
(3) NBC攻撃による災害への対処(図No. 3-8-3参照)	P. 204へ
3 関係機関との連携	
市は、武力攻撃災害への対処等に関する措置の実施にあたり、関係	

機関に対し行うことができる以下の①から⑧までの要請等を、的確かつ迅速に行うことができるよう、あらかじめ、要請等の対象機関別に連絡先を把握するとともに、各要請等において必要となる事項について、その対象機関と相互に協議しながら整理する。

- | | |
|---|--------------------|
| ① 武力攻撃災害の防除及び軽減のための県知事による国の対策本部
部長への必要な措置の要請の求め
《対象》 県 | 法第96条⑥
P. 155へ |
| ② 退避の指示の実施の要請
《対象》 警察官又は海上保安官 | 法第112条⑦
P. 157へ |
| ③ 警戒区域の設定の実施の要請
《対象》 警察官又は海上保安官 | 法第114条③
P. 159へ |
| ④ 事前措置等の指示の実施の要請
《対象》 警察署長又は名古屋海上保安部長 | 法第111条③
P. 160へ |
| ⑤ 消防活動に関する応援の要請
《対象》 県知事及び他の市町村長 | 法第119条
P. 163へ |
| ⑥ 市が設置する生活関連等施設の安全確保のための支援
《対象》 県警察、名古屋海上保安部、施設の所管官庁及び関係
官庁 | 法第102条④
P. 166へ |
| ⑦ 大量の廃棄物の処理についての応援の求め
《対象》 県 | 県P. 85
P. 176へ |
| ⑧ 文化財保護に必要な措置に対する支援の求め
《対象》 県知事及び文化庁長官 | 法第125条
P. 177へ |

4 市職員等の配置

県P. 99

(1) 原則的な配置

区分	配置場所等	市職員等
A	国民保護対策本部	本部長、副本部長、本部員 (市長が任命する。)
	区対策部	区対策部長 (対策本部長が指名する。)
	部	部長(対策本部長が指名する。)
	国民保護対策本部の運営	対策本部職員 (防災危機管理局長が指定する。)
		区対策部、各部職員 (各局室区の長が指定する。)
	現地対策本部(被災地となつた区又は隣接区)	本部長 (国民保護対策本部長が指名する。) 本部員

		(国民保護対策本部長が指名する。)
	現地対策本部の運営	現地対策本部長が指定する市職員
	現地調整所	現地対策本部長が指定する市職員
C	感染症相談班	市職員及び医療関係者
	被災現場	武力攻撃災害の種類により必要な市職員及び医療関係者等

※ 区分Aは、原則として、勤務場所参集職員

※ 区分Cは、所管する部の参集者及び指定動員者

(2) 配置方法

必要な措置の実施について緊急性が高い場合、及び移動に必要な市域内の公共交通機関が運行していない場合、市職員等は、利用可能な公用車等により配置場所等に移動する。

5 NBC攻撃に伴う災害への対処に必要な体制の整備

市は、NBC攻撃に伴う災害に備え、事故等によるNBC災害への対処の方法などを参考にしながら、その基本的な対応を整理するよう努める。その際、NBC攻撃による災害への対処は、原則として、国からの指示に基づくものであることを十分に配慮し、災害の発生後、国から情報提供があるまでの間の応急措置的な事項を整理する。

県P. 100

6 武力攻撃災害への対処にあたって必要な体制の整備

武力攻撃事態等においては、火災や危険物の漏洩・拡散のほか、堤防の決壊建造物の倒壊など多様な災害が複合して発生することが予想される。このような複合した災害に的確かつ迅速に対処できるよう、平素より、関係局室区において必要な体制の整備を図る。

第10節 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等において、国民生活に著しい支障が生じることを防ぐため、市が設置する生活関連等施設や公共施設等の安全確保措置に必要な準備について定める。

1 生活関連等施設

(1) 生活関連等施設

① 定義

- a) 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

法第102条③、県P.

103

- b) その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

② 種類及び該当する施設を有している局室区

施設の種類	関係局室区
発電所、変電所(電気事業法)	—
ガス工作物(ガス事業法)	—
取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 (水道法)	上下水道局
鉄道施設、軌道施設(鉄道事業法)	交通局
電気通信事業用交換設備 (電気通信事業法)	—
放送用無線設備(放送法)	—
水域施設、係留施設(港湾法)	—
滑走路等、旅客ターミナル、航空保安施設 (空港整備法)	—
ダム(河川管理施設等構造令)	—
危険物(消防法)	総務局、経済局、 環境局、健康福祉 局、子ども青少年 局、緑政土木局、 上下水道局、交通 局、教育委員会事 務局、消防局、関 係区役所
毒劇物(毒物及び劇物取締法)	健康福祉局
火薬類(火薬類取締法)	—
高圧ガス(高圧ガス保安法)	—
核燃料物質(汚染物質を含む。) (原子力基本法)	—
核原料物質(原子力基本法)	—
放射性同位元素(汚染物質を含む。)※1	—
毒劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法律)	健康福祉局
電気工作物内の高圧ガス (電気事業法及び高圧ガス保安法)	—
生物剤、毒素※2	—
毒性物質※3	—

施行令27、28条

※1 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

※2 細菌兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに

廃棄に関する条約等の実施に関する法律

※3 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律

(2) 市が設置する生活関連等施設の安全確保

- ① 市は、自ら管理する生活関連等施設に関する最新の情報の把握に努めるなど、平素から、その安全確保に必要な情報を収集・管理する。
- ② 市は、武力攻撃事態等における、市が設置する生活関連等施設の安全確保のため、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)を踏まえ、関係局室区において、既存のマニュアル等を活用しつつ、その所管する生活関連等施設について、資機材の整備や巡回の実施などの必要な措置について定める。

(3) 市以外の者が管理する生活関連等施設の把握

市は、避難住民を誘導する際の安全確保等のため、市域内に所在する、市以外の者が管理する生活関連等施設について、その所在地などの必要な事項を、県と連携してあらかじめ把握する。

2 市が設置する公共施設等における安全確保

(1) 公共施設における安全確保

市は、道路、橋梁、公園・緑地、河川、港湾、消防水利、地下街などの公共施設について、武力攻撃事態等において、的確かつ迅速に巡回などの必要な措置を行えるよう、平素より、安全確保のための措置を整理する。

県P. 99

(2) 庁舎及び市民利用施設における安全確保

市は、市が設置する庁舎及び市民利用施設について、武力攻撃事態等において、的確かつ迅速に、巡回、施設利用者への広報などの必要な措置を行えるよう、平素より、安全確保のための措置を整理する。

(3) 安全確保にあたっての留意事項

市は、その管理する公共施設等における安全確保にあたり、以下の①及び②に掲げる事項に留意する。

- ① 安全確保措置の実施にあたっては、生活関連等施設における措置を参考とする。
- ② 生活関連等施設の安全確保に準じて、必要に応じ、県警察及び名古屋海上保安部との連携を図る。

第11節 標章等の交付等

武力攻撃事態等において、国民保護措置を実施する市職員等の安全を確保するため、標章等について、交付の考え方や交付にあたって必要となる準備などを定める。

1 標章等の交付等

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)」に基づく、「名古屋市の赤十字標章等、特殊標章等及び身分証明書の交付に関する要綱」(以下「赤十字標章等交付等要綱」という。)により、武力攻撃事態等において、以下の(1)及び(2)により標章等の交付等を行う。

法第158条

(1) 赤十字標章等の交付等

① 赤十字標章等の交付

市長は、以下のa)及びb)に掲げる医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付し及び使用させる。

- a) 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- b) 避難住民等の救援に必要な援助について協力する医療機関又は医療関係者(a)及びb)に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。)

② 赤十字標章等の使用の許可

市長は、市域内で医療を行う医療機関又は医療関係者(医療機関である指定地方公共機関を除く。)から、赤十字標章等の使用に係る申請を受けた場合、その使用を許可する。

(2) 特殊標章等の交付等

市長は、それぞれ以下のa)及びb)に掲げる市職員等に対し、特殊標章等を交付し及び使用させる。

- a) 市 長
 - ・ 市職員(消防局長が交付及び使用させる者を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・ 消防団長及び消防団員
 - ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者
- b) 消防局長

- ・ 消防局の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

2 標章等の交付に必要な準備

市は、赤十字標章等交付等要綱に定めることのほか、腕章、帽章、身分証明書などの区分ごとに必要数を把握し及び準備するとともに、赤十字標章等交付等要綱などに基づき、以下の①から③に掲げる事項に配慮しながら、その具体的な管理方法を定める。

- ① 標章等の常時交付が必要な者の把握
- ② 国民保護措置の実施にあたり、常時交付が不要な市職員への交付の方法
- ③ 市が実施する国民保護措置における協力の要請に応じた者への標章等の交付の方法

3 標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他の関係機関と協力しつつ、標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止等について、様々な機会を捉えて啓発に努める。

第12節 重要データの管理

国民保護措置の実施に必要な重要なデータについて、その整理及び活用等について定める。

1 復旧に必要な資料の整理

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、市が設置する施設等について、以下の①及び②の定めに基づき、復旧に必要な資料を整理する。

- ① 不動産登記などの土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、その整備及び適切な保存を図る。
- ② 武力攻撃災害による焼失、滅失等を防ぐため、避難時における市職員の持ち出しなどの必要な事項を定める。

2 災害対策住民リストの活用

市は、市が実施する国民保護措置のうち、安否情報及び被災情報の的確かつ迅速な収集及び把握のため、地域防災計画に基づき区長が作成している「災害対策住民リスト」の活用を検討する。

3 災害対策用地及び空地に関する情報の把握

市は、武力攻撃事態等において、応急仮設住宅等の建設や応援隊

県P. 103

地域防災計画準拠

の集結などに利用するため、地域防災計画に基づく災害対策用地などを参考に、使用可能な空地进行把握する。

4 データ管理の留意事項

市は、武力攻撃災害による業務の停滞及び停止を最低限のものとするため、業務上重要なデータ、図書等について、防災の例を参考に、市外での管理を含め、分散して管理するよう努める。

県P. 103、地域防災計画準拠

第13節 国民保護に関する啓発

国民保護措置に対し、住民がその重要性を正しく認識し、措置の実施に対して必要な援助について協力を得られるよう、啓発について定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 住民への啓発

市は、国及び県と連携しつつ、公私の団体などの協力を得ながら、住民に対し、広報紙、パンフレット、インターネット等の様々な手段を活用して、国民保護法及び市国民保護計画の内容について啓発を行うよう努める。

県P. 103

(2) 各施設等における啓発

市は、学校、社会福祉施設、病院などの各施設等において、児童、生徒、施設入所者、入院患者などの施設等利用者に対し、措置の内容に応じて、必要な事項の啓発を行うよう努める。

2 啓発の実施にあたっての留意事項

(1) 防災に関する啓発との連携等

市は、啓発の実施にあたり、防災に関する啓発との連携を図るとともに、高齢者、障害者、外国人などの対象者に応じて、必要な方法により啓発を行うよう努める。

法第9条①

(2) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、住民に対して市国民保護計画の内容について啓発を行うにあたり、武力攻撃事態等の類型別に住民が留意すべき事項や、国民保護措置の実施において住民に協力を要請できる措置等について、あわせて啓発するよう努める。

(3) 共助に関する取組みについての啓発

国民保護措置に関する啓発を行うにあたり、市は、武力攻撃事態等

における住民の混乱を防止するといった視点を含め、武力攻撃事態等における住民相互の助け合いの必要性についても合わせて啓発するよう努める。